

平成 20 年第 4 回多賀城市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 20 年 12 月 10 日（水曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 雨森 修一 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 相澤 明

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 内海 啓二

総務部次長(兼)管財課長 佐藤 昇市

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主幹 櫻井 道子

主事 鈴木 直子

午前 10 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 3 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において小嶋廣司議員及び竹谷英昭議員を指名いたします。

○議長（阿部五一）

この際、御報告申し上げます。

本日、19 番石橋源一議員から、午前中の会議に出席できない旨、会議規則第 2 条の規定により届け出がありました。

これをもって報告を終わります。

日程第 2 一般質問

○議長（阿部五一）

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

18 番昌浦泰己議員の登壇を許します。

（18 番 昌浦泰己議員登壇）

○18 番（昌浦泰己議員）

私の質問は、消防の広域化についてであります。

私は、最近まで消防の広域化については、漠然とした内容だけを知っておりました。県内の消防本部を統合して広域化を図るのだらうという程度でした。

しかし、去る 11 月 18 日の河北新報朝刊を読みましたところ、県内に 12 ある消防本部を、県北、県中、県南の 3 本部体制に再編する方針を宮城県が固め、我が多賀城市は黒川地域行政事務組合消防本部、塩釜地区消防事務組合消防本部、仙台市消防局の 3 本部が統合された県中地区に属することを知りました。

私は、仙台市消防局は統合から外れ、塩釜地区消防事務組合消防本部は黒川地域行政事務組合消防本部との統合であろうと考えておりました。

仙台市消防局も含めた統合には驚きました。なぜかと新聞を読み進めるうちに、人口 30 万以上を統合基準とすることがわかりました。興味を持つととことん調べずにはおけない性分の私は、この際ですから、勉強の意味を兼ねて消防の広域化について精査をして、自分なりの意見を持つようと思いました。

その結果、消防の広域化にはメリットよりもデメリットの面が多く、軽々しく賛成はできないことがわかりました。これから消防の広域化について私の思いを申し上げて、市当局の見解を伺う所存です。

多様化、大型化する災害に対応できる消防体制を整備・確立するために、平成 18 年 6 月 14 日に消防組織法の一部を改正する法律が公布・施行されました。

これを受けて、同年 7 月 12 日には、消防庁長官を本部長とする消防広域化推進本部が消防庁に設置され、消防組織法第 32 条第 1 項の規定に基づき、「市町村の消防の広域化に関する基本方針」（平成 18 年消防庁告示第 33 号）を策定し、告示されました。

これは、平成 24 年度末までに全国各地の消防本部の統合を目指す方針であります。この方針に沿って宮城県が案としてまとめたのが、さきに触れた 3 本部制への移行のプランであります。

新聞の報道するところでは、宮城県は 3 本部制に再編することで、試算段階ですが、二つの大きなメリットを上げています。

一つには、管理部門の人員を 80 人削減し、その分を現場に増員できること。

二つ目には、平成 28 年 5 月までに実施する消防無線デジタル化で、約 29 億円の整備費を削減できるというものです。

「消防無線デジタル化で約 29 億円の整備費を削減」という言葉に触発されて、調べを進めていくうちに、消防無線を平成 28 年 5 月 31 日までにデジタル化するという決まりがあることがわかりました。ちょっと長くなりますが経緯を申し上げます。

総務省消防庁防災情報室の資料その他によると、消防・救急無線を取り巻く環境は、高度情報化の飛躍的進展に伴い電波需要が急増し、新たな電波割り当てが極めて困難な状況となっており、消防行政においても住民のニーズの多様化、災害事象の複雑化等が予想されることから、より効果的、効率的な消防・救急活動の実現のために、高度な情報通信システムを構築する必要が高まっているとのこと。

消防・救急無線の現状は 150 メガヘルツ帯における音声を主体としたアナログ通信系であり、消防無線は単信ブレストーク方式、救急無線は複信方式が基本であり、都市部では署活動系として 400 メガヘルツ帯の無線機を整備しているところがあり、現場活動に使用しています。

現状の問題点は、新たな電波割り当てが極めて困難な状況となっており、救急活動件数の増大や大規模災害時等の対応及び今後予想される動画伝送等の大容量高速データ通信に対して、十分に対応できないと考えられること。

また、音声为主体の通信系ではありますが、秘話性がなく、傍受や盗聴に対して無防備であることから、住民のプライバシーにかかわる通信等についての情報を保護することができないことでもあります。

国は、無線周波数の有効利用を図るための新たなデジタル技術の導入によって、デジタル・ナロー化、これは狭帯域化することにより、単位帯域当たりの通信容量が増大する、これがデジタル・ナロー化でございます。を実施する意向があり、これを踏まえ、平成 9 年 1 月から、全国消防長会の消防通信に関する特別研究委員会で、消防・救急無線のデジタル化についての検討が開始され、同委員会は、平成 11 年 5 月に消防通信の高度化を図るために、消防無線のデジタル化の推進が決定されました。

その後、平成 15 年 10 月には、現在利用されているアナログ波の消防・救急無線の使用期限は平成 28 年 5 月 31 日までとする、電波法関係審査基準（総務省訓令）の改正が行われました。簡単ですが、消防無線デジタル化の経緯を申し上げます。

ここで、宮城県総務部消防課消防班がインターネットにアップしている、市町村の消防の広域化についてのページに掲載されている、消防の広域化の必要性について御紹介いたします。

「産業や生活など社会環境の変化により、人的災害や事故が複雑多様化、大規模化しております。また、近年、大規模な自然災害も多発しております。高齢化の進展などによる救急車の出動件数も増加しております。これからの消防は、このような社会環境や住民ニーズの変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守っていかなければなりません。

しかし、財政状況は厳しさを増しており、小規模な消防本部では消防車や救急車の出動体制、保有する車両数、専門知識を身につけた職員の確保など、これまでの体制を維持・充実させていくことが困難になっていくと考えられます。

そこで、消防の広域化としてスケールメリット —— 規模を大きくすることで得られる利益 —— により、消防の力を強化し、これらの変化に対応していこうとしています」と、こう書かれています。

国及び県は、スケールメリットを強調しています。市町村の財政状況は厳しさを増しており、小規模な消防本部では消防車や救急車の出動体制、保有する車両数、専門知識を身につけた職員の確保など、これまでの体制を維持・充実させていくことが困難なので、消防の広域化をして消防力を強化し、社会環境や住民ニーズの変化に的確に対応していくことが必要であるという強調論であります。

それでは、県の示した消防の広域化の必要性の文言に倣い、私流に解釈した消防の広域化について申し上げます。

現在の消防・救急無線の現状は、150メガヘルツ帯における音声を主体としたアナログ通信系であり、高度情報化の飛躍的進展に伴い電波需要が急増し、新たな電波割り当てが極めて困難な状況となっている現状をかんがみ、また、消防行政においても、住民のニーズの多様化、災害事象の複雑化等が予想されますことから、より効果的、効率的な消防・救急活動の実現のために、高度な情報通信システムを構築する必要性が高まっております。

そのため、国は、電波法関係審査基準（総務省訓令）の改正を行い、消防無線デジタル化を計画しました。150メガヘルツ帯から260メガヘルツ帯のデジタル無線に移行するには、多くの基地局の増設や無線機価格が現行の無線機の数倍になることが予想され、これまでの小規模な消防本部では、消防車や救急車に設置する無線機器を購入し、多くの基地局を増設、保有し、維持していくことが困難になっていくと考えられます。

そこで、人口30万規模に消防本部を統合し、スケールメリットにより消防の財政力を強化し、来るべき消防無線デジタル化に対応していこうとしています。となります。

これから、私なりに現在知り得た消防の広域化のデメリットのみ論じてみます。

最近では使われることがない言葉に「村八分」があります。江戸時代以来、村落で行われた制裁の一つで、規約違反などにより村の秩序を乱した者やその家族に対して、村民全部が申し合わせて絶交するものです。俗に、葬式と火災の二つの場合を例外とするので、「村八分」と言います。

このように、火災に対しては住民が全力で消火活動をした時代から今に至るまで、消防は住民自治の基本で、基礎自治体固有の事務であります。消防は市町村の自治事務であることから、市町村の消防の広域化を進めるに当たっては、地域の実情を十分に把握する必要があります。

多賀城市ほか 1 市 3 町で構成する塩釜地区消防事務組合消防本部と黒川地域行政事務組合消防本部、仙台市消防局の 3 本部が統合した場合、財政力の点において、仙台市の市内の基地局増設等に莫大な費用がかかることを覚悟しなければなりません。現在の消防・救急無線の現状は、150 メガヘルツ帯における音声を主体としたアナログ通信系は、電波伝搬的に移動無線に適しているため、いわば国際的な周波数帯です。これをデジタル化して 260 メガヘルツ帯という新しい周波数へ移行させるということが、莫大な費用を投じてする意義があるか疑問であります。

デジタル化の目的の一つは、周波数の有効利用による周波数割り当ての増加です。確かに首都圏などの大都市では、150 メガヘルツ帯で新たに割り当てる周波数がないので、デジタルによる新たな周波数での通信をと、いわゆる発想になったと私は理解していますが、大都市の特殊事情で全国の消防本部が一齐にデジタル化しなければならないのは理解できません。周波数が上がると電波の到達距離が短くなります。デジタル化によってマルチパス、これは多重波電送路と訳されており、送信された電波が相手に受信されるまでに、複数の経路をたどる現象を示します。これは直線で最短距離を結ぶ直接波のほかに、反射波や透過波、回折波などの発生で起こるものです。ここでは反射波だけをちょっと、マルチパスというのはどういうものか御説明申し上げたいと思います。

マルチパスの一つ反射波の多くは、高層ビルなどの建造物によって発生します。アンテナから送信された電波が、ビルではね返りながら進むことによって、同時に出た直接波よりもやや遅れて受信機に到着してしまい、直接波と同じ周波数を持つ反射波は、受信機にとってはこの時点でただの雑音になってしまいます。

また、反射波は都会のビルだけで発生するものではありません。郊外においては遠くの山ではね返ってくる場合があります。透過波、回折波の説明は略します。

いわゆるマルチパスや混信に弱く、現在の通信と同じようにデジタル無線にするには、多くの基地局の増設が必要となります。平坦な大都市と違って、複雑な地形条件を抱える地方の消防本部の方が、多く基地局をつくらなければならない、メンテナンスの費用もより多くかかることとなります。

今後とる通信方式の致命的欠陥は、指令センターと中継局までを有線の NTT 回線で結ぶこととあります。過去の宮城県沖地震あるいは阪神・淡路大震災の教訓が、すっかりこの点抜けておるのでございます。

さきに触れた宮城県総務部消防課消防班の消防の広域化の必要性の中で、「また、近年、大規模な自然災害も多発しております」という文言は、大災害の発生は承知しているが、消防無線には十分な対策はとられずに広域化を図るものになりかねません。大災害の起きたとき、全国から応援が到着し、一齐に無線を使用したら、現在の無線においてもふくそうや混信が生じるのに、デジタル化して本当に災害時に万全な通信が確保できるか、私は疑問でなりません。

260 メガヘルツ帯という新しい周波数は日本独自の規格で、国際的な 150 メガヘルツ帯であれば無線機が安価に入手できますが、260 メガヘルツ帯の無線機の価格は 150 メガヘルツ帯の無線機の数倍になることでしょう。

平成 15 年 10 月の電波法関係審査基準（総務省訓令）の改正で、昭和 28 年 5 月 31 日までは無線機を全部取りかえなければならないこととしたら、これにかかる費用は莫大なもので、それがすべて市町村の負担となるのです。仙台市消防局の消防車両は、塩釜地区消防事務組合消防本部と黒川地域行政事務組合消防本部の 2 本部の全車両をはるかにしのぐ台数ではないでしょうか。

塩釜地区消防事務組合消防本部と黒川地域行政事務組合消防本部、仙台市消防局の3本部が統合されるとします。人事権と予算権が仙台市消防局主導になることは容易に想像できます。そうすると、負担金を徴されながら、予算配分は仙台市主体となることが本市にとってのデメリットとなることが予想されます。

次は、人事面でのデメリットです。現在の塩釜地区消防事務組合の職員は、管轄区域の隅から隅まで周知しています。これは管内の職員採用を消防は伝統としているということに起因することです。ひとり暮らしの世帯など、それぞれの地域事情は、地域に根づいた消防職員がいて、迅速かつ安全な救助ができるものと私は思います。

それがいきなり仙台市の外れから職員異動となれば、習熟期間に相当数の月日を要し、習熟したら他の消防署へ異動ということになれば、ロスも甚だしいと言えます。

三重県で、全消防職員に対してのアンケートの中でも、いわゆる他地域への異動というのが非常に消防職員としては不利である、というような回答が8割方寄せられておられて、全アンケート中の8割ぐらいが今の広域化に反対と。ちなみに、三重県は1本部制ということの事情もございしますが、そういうアンケート調査もございします。

一番私が危惧するのは、この消防の広域化が多賀城市議会とは無縁の場所で話し合いが進められ、最終的な決議だけが市議会に出されるということでもあります。いきなり議案として上程され、賛成か反対かと二者択一を迫られるのです。反対しようにも、修正案を出そうにも、他のすべての関係自治体で議決したのでは、どうにもならないと言えます。

私は、塩釜地区消防事務組合消防本部と黒川地域行政事務組合消防本部との統合を望みます。本来であれば統合に反対し、塩釜地区消防事務組合単独運営が望ましいとは存じますが、国の方針に一自治体が否を唱えることは状況として難しいと判断します。これが多賀城市単独での消防本部であれば、絶対反対を言いやすいのですが、黒川地区3町1村はこれからの人口増が期待でき、30万人規模体制はすぐにでもクリアできると見越します。

県の消防班の前述のホームページでは、黒川地域行政事務組合消防本部管轄内人口は8万2,212人、塩釜地区消防事務組合消防本部管轄内人口は19万2,786人で、合計27万4,998人です。30万人には2万5,002人が足りない状況ですが、宮城県の富県戦略の主な舞台が黒川地区であることを考えれば、基準に満たない人口はすぐにでも2市6町1村でカバーできる人口と思います。

そこで、一般質問通告書の質問要旨に記載した、

(1) 現時点で消防の広域化についての市当局の御見解を伺う。

(2) 県の構想では塩釜地区、黒川地域、仙台市消防局の統合であるが、塩釜地区と黒川地域の2本部統合への道は、市当局としてはどうお考えか。

(3) 自治消防の根幹にかかわることなので、検討状況を市民に公開し、メリット・デメリットを明らかにして、消防現場や地域住民の声を吸い上げるシステムを構築し、国や県に対して問題解決に向け、積極的に声を上げるお考えはありますか。

(4) 統合に関連して、市の財政支出がふえることが予想される。市当局は、支出を極力抑えるよう、どのような方法を講じるお考えか。

(5) さきの(1)から(4)までは塩釜地区消防事務組合を構成する2市3町の共通課題ととらえ、2市3町足並みをそろえて事に当たるお考えはありますか。

以上、5点について、市当局の御見解を伺います。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

昌浦議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の、消防の広域化に関する現時点での見解についてでございますが、広域化において特に重要なことは、消防力や住民サービスの低下、財政負担の上昇を招くことなく、将来の消防体制の充実・強化につなげていかなければならないということと認識しております。

御承知のとおり、県の消防広域化推進計画案では、本市を管轄する塩釜地区消防本部につきましては、黒川地域消防本部と仙台市消防局の3本部の統合という形で広域化の方向性が示されておりますので、この枠組みによる効果や影響がどのようなものになるのかについて、今後の推移を注視し、検討していく必要があると考えております。

次に、第2点目の、塩釜地区と黒川地域の2消防本部の統合についてでございますが、塩釜地区2市3町と黒川郡3町1村で構成する「未来都市づくり研究会」において、共通する行政課題の解決に効果が期待される事業の広域化について、具体的な検討を行うために専門部会の一つとして消防部会を設置し、消防広域化の動きが出る以前の平成17年6月から、消防事務に関する広域連携等について調査・検討を重ねた経緯がございます。

この部会での検討過程で消防広域化が打ち出されたわけですが、最終的には県の枠組み案を踏まえて総合的に判断せざるを得ず、時期尚早であるとの結論に至ったものでございます。

仙台市消防局を含めた統合では、1消防署当たりの管轄面積は現行より若干増加するものの、コンビナート火災等の大規模災害時においては、仙台市消防局が所有する消防・救急車両や高度な消防用資機材なども投入できますので、メリットが大きいものと考えております。

次に、第3点目の、広域化の検討状況の公表と地域住民等の声を吸い上げるシステムを構築し、国、県に対して問題解決の声を上げる考えはあるかとの御質問でございますが、広域化の実現に向けましては、県においては既に広域化推進計画案に対する県民からの意見募集が実施されており、今後、ブロック別の消防広域化協議会での議論も予定されているようですので、そうした段階での意見や議論の推移を見据え、また議論の過程において、適宜検討状況なども公表して、今後、市民や消防団の意見なども踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

次、第4点目の、広域化に伴う財政支出抑制のための方法についてでございますが、まず、消防・救急無線のデジタル方式への移行期限は平成28年5月末までとされております。このデジタル化費用の低減、その維持管理や指令担当職員の効率的配置などは、今回の消防広域化による効果と一致するものではないかと思っております。

県の資料によりますと、中継局などの無線系設備については、県内1ブロックで共同整備を行うことが確認されており、これにより、各消防本部で整備する場合と比較して約14億円の整備費用の節減が図られるとされ、また同様に、消防指令センターの共同運用については、今後の検討事項とされているものの、今回示された3本部体制の場合には、約29億

円の整備費用が節減されるとの試算もあることから、スケールメリットによる財政効率化につながるものと考えております。

一方、今回の計画案が示されるまでには、将来の財政負担に関する具体のシミュレーションは行われておらず、初期投資費用や将来の財政負担がどのように推移していくかという点も、今回の広域化の大きな判断材料の一つとなるものでありますので、今後の動向を見守っていきたいと考えております。

次に、第5点目は、2市3町が足並みをそろえて広域化に対処すべきとの御質問ですが、今回の広域化の問題につきましては、当然、塩釜地区消防事務組合を構成する2市3町の共通の課題であり、管内全体のサービスの低下を招かないことが特に重要であると考えております。

こうしたことから、今後、広域対象市町村による広域消防運営計画を作成する段階で、具体的な運営方法やメリット・デメリットの精査課題などが、より詳細に議論されていくものと思いますので、1市3町との連携を図りながら、また、議論の過程における情報等も逐次議員各位に御報告を申し上げながら対応してまいりるほか、広域化への対応につきましては、消防組合議会においても十分議論がなされていくものと考えております。

○議長（阿部五一）

18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

今回の質問のためにいろいろな資料をちょっと調べてみたのです。しかしながら、調べれば調べるほど、この消防の広域化というのに不可解さが私の中では増してきているような状況なのです。

国が示しているデジタル無線の規格では、先ほども申し上げましたけれども、電波の乱反射や、あとは、触れなかったのですが、それに伴う音声の乱れもさることながら、データ圧縮で通信に若干のおくれが発生するということが、ちょっと今、いろいろと問題視されてきているのです。

いわば、私、今回の質問をやるには、消防現場で秒単位で時々刻々状況を、災害現場というのは変わるわけですが、そういうときに、その災害現場で消火、救助活動に携わる職員にとっては、このタイムラグといいますか、時間のずれというのが、ちょっとしたおくれが本当に致命的なものになるということがあるのではないのかということが、きょうのこの質問の実は出発点だったわけです。

また、先ほど質問では触れなかったのですが、その後の調べでは、デジタル無線機1台が40万円です。これで全国規模のすべて40万円のデジタル無線機をかえるとなると、400億円以上の予算が必要になるというふうな試算も出ているのです。ましてこれに通信指令システム全体の更新や、何より私が質問の中で強調した中継局新設も含めれば、実際の費用はもうそれこそ倍以上に膨らむというのが、容易に想像を私でさえできると思うのです。

そんなことから、これはやはり市町村の予算に大きく影響することですから、この質問をさせてもらったのですが、今、質問を終えて、本当の自分の気持ちとしては、いっそのこと県警のように、県内全体が1本部になってもらった方がよほどよかったのかなと、なぜ三つになったのだと。どうして三つなのだというのが、私にはいまだにわかりません。国の方針に沿った大きなうねりの中に、一多賀城市という自治体がさおを差さずに行くことの方がいいのかと。全县統一の足並みをそろえることも理解はできるのですが、

私の中で。しかしながら、多賀城市民の福利向上のためにはどうなのかという思いから、この質問をさせていただいたわけでございます。

具体的に御答弁いただいたので、まず1点目ですけれども、3本部の統合や効果や影響を見守っていきたいというお考えのようでございますね。消防力の低下や地域住民のサービスの低下、何よりも財政負担増を招かないような、このことを意を強くして、念頭に置いて行動をとっていただきたいと私は思うところでございます。

次の、2点目なのですけれども、いわゆる、何か未来都市づくり研究会でしょうか、そこで何か消防部会の方で調査・検討をした経緯があるということでございますね。そのいわゆる都市部でのサービス低下ということとか、何よりコンビナート火災等々の大規模災害のときには、何か仙台市消防局を含めた統合の方がメリットが大きいという御答弁がございましたね。この点は、発言の最後に、私のこの発言の最後に要点を申し上げて、再度再質問をさせていただきます。2点目ですけれども。

3点目です。いわゆるパブリックコメントを今、県はやっておるのです。「消防の広域化について」というので募集している、これはちょっとホームページで見ましたけれども、そのほかに、先ほどの御答弁では、消防広域化協議会の議論も予定されているというのであれば、1点目とちょっと重複するのですけれども、やはり消防力の低下とか、住民サービスの低下、あるいは、何よりも市町村の財政負担増を招かないように、この消防広域化協議会の中に多賀城市の方が行かれたならば、大いに発言をして、なるだけ多賀城市の予算が出ないような方向をやっていただきたいと。

もとより、この検討状況も折々に触れて、「広報たがじょう」等を含めた、いわゆる広報媒体を使って、市民の皆様にもメリットそれからデメリットを、そして、今こういうふうにかえられています、本市の考えは、等々を含めて逐次報告しながら、理解を得ていくというのがいいのではないのかと私自身は思います。いきなり「こうだ」と言われても、「えーっ」となるのが常でございますので、その辺も、これも再質問をさせていただきたいと

思います。

4番目なのですけれども、中継局の通信設備というのは、全県一つでやるということなものですから、まあ少しはこれでよかったかなと、やや安心はしたのですけれども、いわゆる指令センターでも29億円ぐらいがどうのこうのという話でしたが、本来的には計画案を早く示してもらって、初期の投資額というのですか、それがどのくらいになって、どのくらい財政負担になるのかというようなことを、その辺は早く私も知りたいと思います。

また、御答弁の中で、広域化の判断材料として、いわゆるその金額の財政負担がどのような金額なのか、強いられるのかという御答弁があったのですけれども、ちょっとここで、少々長くなりますけれども、私、こういうこともあるのですよということを御披露申し上げたいと思うのです。

平成18年6月12日提出の質問第332号、消防組織法における消防の広域化に関する質問趣意書、これは三重県第2選挙区ですか、衆議院の第2選挙区選出の衆議院議員で中川正春さんという方が、これ質問趣意書を出しています。

この中に、「広域化に賛同できないとする市町村に対して、今後どのような対応をしていくのか」と、極端なことを言えば、交付税や補助金における不利扱いはするののかという設問で趣意書を出しております。

これに対して、平成18年6月20日付、内閣、衆議院の衆に質問の質で、「シュウシツ」と読むのでしょうか、いわゆる文書の中の表題なのですけれども、内閣衆質164第332

号で、時の首相であります小泉純一郎内閣総理大臣が、これは河野洋平衆議院議長へ答弁をするのですけれども、こうすることで答弁書を返しております。

いわゆる広域化に賛同できないとする市町村に対して、「このことを理由として、地方交付税や国庫補助金において不利な扱いをすることはない」と回答しておるわけです。

私としては、極論を申し上げますけれども、一応私の考えだということでもっと申し上げさせていただきますと、初期投資額や将来の財政負担が本市にとって極めて厳しいものであるならば、いわゆる統合から離脱して、市単独消防本部の道というのも選択肢の一つではないのかと、これは私の持論でございます。そういう方法も考えられるのではないかと。それは何かといいますと、さきの質問趣意書の回答の中にも、国が担保しているものでございますので。5番目でございます。何より塩釜地区の2市3町が結束していくことが大事ということは、私も市当局も認識は一緒だなと、答弁を聞いてわかりました。

今後、広域消防運営計画を作成する段階では、運営のあり方、それからメリット・デメリットの精査を厳密に行っていただきたいと思っております。

それで、重ね言葉になって恐縮ですが、そのいわゆる計画の段階も含めて、何よりも、議員もさることながら、市民の皆様にも逐次報告すること、これが大事だと考えております。

それでは再質問させていただきます。

再質問の1なのですけれども、本市としては、何か仙台市消防局も含めた統合がよいと認識されているように、私には御答弁の内容が聞こえたのでございます。確認の意味で、仙台市消防局等を含めた統合の方がよいと市当局はお考えなのか、その辺を確認させていただきたいので、御回答をいただきたいと思っております。

それから、再質問の2でございますが、やはり統合までの間、逐次、議員及び市民の皆様への報告、説明を、何らかのいわゆる広報媒体を使って、逐次きちんとされる御所存か、この2点を御回答いただきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

この問題は、実は宮城県市長会のときに、たまたま知事が同席いたしましたけれども、その際にも、知事自身もかなり悩んでいたという経緯もございます。お互いに市長同士いろいろ意見は、あのときに知事から提案されて、そんな発言をした人は余りいなかった。というのは、各自治体が非常に悩んでいるということは、これは間違いございません。

これは平成20年7月に実施されたアンケート調査結果ですけれども、1ブロック化が約45.5%です。3ブロック化が9.1%、これは消防本部ですが、消防本部の方では、塩釜地区ではほとんど、松島を除いては1ブロック化という回答結果が出たわけです。

恐らく県の方でも悩みに悩んだ末に3ブロック化というのを提示したのではないかという気はいたしております。

やはり、これはまだ具体的に、どのくらいの初期投資がかかるか何かというのも、まだ想定段階で、全然雲をつかむような話でございます。その辺が具体化してこない、余り答弁的なものはできないのかというふうな思いはするわけです。

それで、1 番目の、仙台市消防局を含めた方がメリットがあるというふうなことは、ただ多賀城の場合ですと、塩釜地区消防事務組合の場合ですと、やはりここに石油コンビナートを抱えているということで、そのことに重きを置いて、そういうふうに話をしたということでございます。

2 点目の、広報関係につきましては、私もそのとおりだと思います。ですから、具体化してきました場合には、「こうなりますよ」という方向性を持って、市民の方々に当然お知らせする義務はあろうかと思えます。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

確かに、まだ計画案が示されるという前段の段階ですので、確かに具体的なお話というのはなかなかできないのかとは思いましたが、なぜ私が今これを質問をさせていただいたかという、大変な厳しい財政負担を強いられるような状況にはならないように、それを回避していただきたいという、これがひいては多賀城市民の住民福祉といえますが、福利につながるのだということの思いからしたということだけは、どうか市当局に御認識をいただきたいと。これは質問ではなくて要望ということでございます。

○議長（阿部五一）

1 番柳原清議員の登壇を許します。

（1 番 柳原 清議員登壇）

○1 番（柳原 清議員）

私の質問は 3 点です。

第 1 の質問は、水道料金引き下げについてです。

御存じのとおり、多賀城市の水道会計は、平成 12 年 12 月議会で 18%の料金値上げ以来、毎年 2 億円から 3 億円の黒字を続け、平成 20 年度末までの累計で 18 億円を突破することが明らかとなっております。

平成 19 年第 4 回定例会において、私は、日本共産党多賀城市議団が行った県企業局での調査をもとに、市長に次のようにたどしました。

これまで市水道部は、水道料金を下げられない理由の一つに、平成 22 年度から仙南仙塩広域水道の受水費が 18%上がることを挙げてきました。

しかし、県の担当者によれば、企業債の借りがえ条件が大幅に緩和され、'07 年度、47 億円の利子が 10 年度は 26 億円へと 21 億円も減少するなど、経営環境が大きく変わった。これまでとは状況が一変し、引き下げを拒否する大きな理由がなくなったのだから、水道料金は引き下げるべきだと主張いたしました。

これに対して、市長は、「不確定要素もあるが、市民への影響も大きいので検討してみたい」と、初めて値下げの検討に入ることを表明いたしました。

また、今年第2回定例会一般質問において、私は水道事業管理者にその後の検討状況をたずねました。管理者は、「県では10月ごろに水道料金の改定案を提示するので、それを見定めてから検討したい」と答弁しております。

私は、10月からは無理だとしても、次の機会には料金引き下げを実施していただきたいと要望いたしました。私は、本定例会には料金改定の条例案が出されるものと期待をしておりました。市民からも、「水道料金引き下げの話はどうなっているのか」としばしば聞かれております。

今定例会に水道料金改定の条例案が提出されなかったのはなぜか、お聞きいたします。

そして、速やかな水道料金引き下げを実施されるよう要望いたします。

質問の二つ目は、仙台市ガス局の民営化についてです。

多賀城市内では、市民7,000世帯が仙台市ガスを使用しております。また、市役所を初め多くの公共施設でも使用しており、多賀城市にも多大な影響があるものと思います。

仙台市では、来年6月に条例を提案して、再来年の2010年に民営化する計画を表明しております。仙台市ガス局は千数百億円と言われる評価価値を持ち、毎年数十億円の利益を挙げてきた超優良企業です。内部留保は100億円を超え、年間70億円から100億円に上る借金返済も順調に行っていました。

この超優良企業を東北電力、東京ガス、石油資源開発といった巨大企業に、わずか600億円で売却するというのが今回の民営化計画であります。

日本中で加速する官から民への流れに乗って、毎年数十億円の利益を上げる仙台市ガス局を、巨大企業グループに売り渡してしまおうというものであります。東京ガスは全国の4割を占める業界最大手ですし、東北電力は既に子会社の東北天然ガスを通じて仙台市ガス局と原料の取り引きを進めています。

これら巨大企業が仙台市ガスを買収した後は、東北一円で新たな大口需要獲得を目指して、低価格での供給に乗り出すことは確実です。それが一般市民ユーザーのガス料金値上げにはね返ってくることは容易に想像がつきます。

現に、一般市民のガス料金はずうっと上がり続けておりますが、大口を含めた平均ガス料金は下がってきていることが、共産党の仙台市議団の調査で判明しております。大口需要者には一般の3分の1の価格で供給していることも判明しております。

現在、36万戸が仙台市ガスを利用しておりますが、この市民ユーザーの払う安定した料金を元手に、大口需要家へより低価格のガスを供給しようということでもあります。

また、仙台市は大衡村まで新たな導管を18キロメートル建設し、21億円を投入する予定です。ガスの供給先はセントラル自動車、トヨタ自動車東北、パナソニックEVエナジーです。民営化直前に市民のお金でトヨタのために導管をつくり、民営化後に新会社が安く供給するという計画です。大口需要者がふえればふえるほど、一般利用者のガス料金が高くなるのが十分考えられます。

民営化は料金値上げにつながり、多賀城市民にとっても利益とはなりません。民営化を中止するよう仙台市に申し入れをしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

質問の三つ目は、「のぞみ園」についてです。

「のぞみ園」について、三つの点で質問をいたします。

第1は、応益負担の問題、第2は、職員体制の強化の問題、第3は、グループホームの問題であります。

心身障害者の通所授産施設「福祉工房のぞみ園」は、'88年に高崎の民家を借りて開設されました。'90年には天真小学校南側、鶴ヶ谷の民家を買収し、改築、移転、その後、「宮城はげみの家」と統合し、2002年4月、現在の新田南安楽寺に新築開設されました。

市は、社会福祉協議会に管理運営を委託し、施設の管理費と人件費約2,000万円は全額多賀城市が負担をしておりました。

当市議団は、「のぞみ園」を障害者自立支援法の認可施設として認可取得し、支援費を受け、スタッフの強化と利用者負担の軽減を図りたいと、繰り返し取り上げてまいりました。

昨年「のぞみ園」は認可施設となり、人件費など市の持ち出しが毎年2,000万円なくなったわけですから、これを活用すれば職員体制の強化や障害者の負担軽減が十分可能であると、市議団では提起をしておりました。

しかし、現実には自立支援法の応益負担の経過措置が来年3月で切れることにより、平成21年度は応益負担の1割全額が利用者にかかってくることとなります。市の負担は減っているのに、利用者の負担はふえることとなります。市の負担が軽くなった分を、障害者の負担を軽減することに活用するのが当然だと思えます。

そして、市が独自に負担軽減策を実施すれば、障害者の1割負担をなくすことは十分可能であります。市独自の負担軽減措置を実施し、障害者の応益負担をなくしていただきたいと思えますがいかがでしょうか。

次に、職員体制の問題です。現在、定員35人に対して39名の入所者がおり、職員体制の強化が切実に求められております。国の基準では、7.5人に1人の職員を置かなければならないとされており、現在現場には6名の職員がおりますが、3人は嘱託職員であります。障害の重い方は1対1で世話をしなければならないときもあり、年休を全くとれない勤務状況だそうであります。

障害者の介護は激務であり、ストレスもたまり、職員の健康状態が心配をされております。職員体制の強化が急務であると思えますが、職員の増員など強化策を、市が社会福祉協議会と協議すべきであると思えますがいかがでしょうか。

最後に、グループホームの問題です。保護者の高齢化により、入所者の両親が死亡した方も3名ほどおり、親御さんの一番の心配は、自分が死んだ後に、子供が住むところがなくなるのではないかということにあります。多賀城市障害者福祉計画では、平成20年度26名、23年度44名のグループホーム、ケアホームの利用者が見込まれており、今後さらに増加が見込まれております。

昨年、第2回定例会で故伊藤功一郎議員が、「のぞみ園」にグループホームを併設すべきとの一般質問を行いました。このときの答弁では、「同一敷地内での設置は法律上、認められない」とのことでありました。

しかし、市当局もグループホームの必要性は認識しておられることと思えます。例えば、あいている民間アパートを借り上げるとか、使用していない会社の寮を借りるとか、いろいろ方策はあると思えます。御両親も高齢になり、市外の施設まで通うよりは、やはり市

内に施設があった方がいいわけであります。民間業者の参入を待つというスタンスではなくて、障害者のライフステージに合わせた長期的な計画をつくるということは、行政でなくてはできないことだと思います。

今や、何でも民間の方がいいのだ、競争に任せておけばいいのだという考え方自体が間違っていたということが、社会的に明らかになりつつあります。今、大きく世界の流れが変わりつつあります。市が障害者福祉というものをどのように考えているのか、市の直営でなければ、指導しなくていいのだということではなく、市が推進役を果たすべきではないかと思うわけであります。認可施設になって、市の持ち出しが減った分を活用するなど、まず社会福祉協議会と相談して、中・長期計画をつくる必要があると思います。そうしないと親御さんも心配で、子供を残して死ねない、この気持ちにこたえることができないと思います。

以上、市長の答弁を求め、質問といたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

柳原議員の質問にお答えいたします。

第1点目の、水道料金については、水道事業管理者から答弁させます。

私からは、第2点目の、仙台市ガス局民営化についてでございます。これは、本市の多くの地区が仙台市ガス局の供給エリアであることは認識しております。

新聞等の報道によりますと、仙台市では、平成22年4月から民営化する方向で準備を進めているようです。

民営化により、一つは、サービスの向上、二つ目には、経営の効率化、3番目に、地域経済の活性化、4番目に、行財政改革を期待しつつ、かつ、ガスの安定供給及び事業の持続性を目的としているものでございます。

また、ガス料金を引き上げる場合は、ガス事業法に基づき、経済産業大臣の許可を得なければならないことと定められておりますので、民営化が値上がりにつながるとは認識しておりません。

したがいまして、本市では民営化を中止するよう申し入れを行う考えはございません。

3番目の、「のぞみ園」についてでございますが、「のぞみ園」につきましては、障害者自立支援法に基づく就労継続支援B型の施設として、社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会が福祉事業者として経営しているものでございます。

まず、障害者自立支援法に基づく利用者負担は、サービス量と所得に着目した負担の仕組みとなっており、1割の定率負担、食費等の実費負担と所得に応じた月額負担上限の設定となっております。

これまで、低所得者層に係る軽減措置が行われ、月額上限額が平成19年4月に4分の1に、平成20年7月には世帯認定の見直し等が行われ、さらにその額の2分の1程度に引き下げられております。

この措置は平成 21 年 3 月 31 日までの措置とされており、それ以降につきましては、国において現在検討がなされているところであります。

来年度以降については、今後示される関係法令等に基づき対応することとなります。

次に、「のぞみ園」の職員体制の強化について、関係機関と協議されたいとのことですが、「のぞみ園」の場合は、利用者 7.5 人に 1 人の割合で職員を配置する基準になっております。運営主体である多賀城市社会福祉協議会に確認したところ、職員配置は現在の利用者 39 人に対して 7 人、先ほど巻原議員は 6 人とおっしゃいましたが、たしか 7 人の常勤職員と 4 時間勤務の職員 1 人が配置されており、基準を上回った運営がなされているとのことでございます。

次に、グループホームの設置の推進でございますが、現在、市内の 2 か所を含む県内 9 か所のグループホームを、11 人の障害を持つ方が利用しております。

今後とも、これまで同様に関係の福祉事業者との連携を密にしながら、障害を持つ方が必要とする支援が行われるよう、受け入れ枠の確保等を働きかけてまいりたいと考えております。

なお、多賀城市社会福祉協議会においてもグループホームの必要性は十分認識しており、状況を見きわめた上で、福祉事業者としてその運営を検討していきたいとのことでございます。

今後とも障害者自立支援法の制度にのっとり、障害を持つ方々の支援を進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（阿部五一）

水道事業管理者。

（水道事業管理者 板橋正晃登壇）

○水道事業管理者（板橋正晃）

1 点目の、水道料金について御回答いたします。

これまでたびたび水道料金の値下げの質問をいただきました。最新では、平成 20 年第 2 回定例会におきまして、柳原議員から一般質問をいただき、その際の私の回答は、「10 月ごろに、水需要計画のもとに仙南・仙塩広域水道の受水費の改定案が示される予定」となっておりましたが、来年 2 月ごろに発表されるということでございます。

また、広域水道の受水費は流動的でございますが、高金利で借りていた起債の繰り上げ償還による利子の減額など、水道経営にとってよい傾向にあります。

しかし、料金見直しができない最大の要因はことしの水需要でございます。平成 18 年度と 19 年度では、月ごとで上がり下がりはありませんでしたが、ほぼ同量の 591 万立方メートルでございます。それが平成 20 年度を見ますと、4 月から 11 月まで対前年度すべてマイナスでございます。現在まで、11 月まででございますが、9 万 5,000 立方メートルの減でございます。このことは、水道料金についても大幅な減収を予定せざるを得ない状況ということでもあります。

この推移は平成 20 年度のみ傾向か、それとも今後も続くのか、水道経営にとって非常に大事であると思っておりますので、その推移を 21 年度の上半期まで見させていただきたいと思っております。

その後、水道料金の値下げ、あるいは状況によっては現行料金の継続もあるかもしれませんが、判断したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

1 番柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

10月の仙南・仙塩広域水道の料金発表が来年2月ごろになったと、延びたというお答えと、あと、水需要が低迷しているというお答えでしたけれども、私、ことしの水需要の低下は、やはり不況の影響が大きいのではないかというふうにも思うのですけれども、やはり本当に家計が大変になってきていて、やはりお風呂を沸かす回数を減らしてシャワーにしたりとか、家庭ではやはりいろいろ工夫して節水に努めている結果かなと思うのですけれども、やはりなぜ節水しなければいけないかという原因の一つに、やはり水道料金がなくて、家計に響く影響が大きいということがあろうと思うのです。

ですから、私は水道料金を早く引き下げれば、水需要も回復するのではないかというふうにも思うのですけれども。

もう1点は、市長が値下げ検討を表明したのが昨年の12月議会です。それから、各地で、市長が懇談会に出るたびに、市民の方から、「水道料金の話はどうなったのだ」ということを毎回聞かれて、そのたびに、「今、検討しております」というふうに市長が答えているわけですが、なかなか、私も市長の心中を思いやると、なるべく一日も早く、下げられるものなら下げたいという思いでいると思っております。

それで、水道事業管理者もことし設置されたということは、やはりその管理者の権限で速やかな料金見直しを図っていただきたいという思いもあつたと思っております。管理者の立場で、長期的な見通しも持てますし、迅速な経営判断もできるという、そういうふうになってきたわけでありますから、やはり今、水需要の低迷もいろいろな原因があると思うのですけれども、市民は本当に生活が大変になってきておりますし、何よりもまず、聞くところによりますと、平成20年度は4,500万円ぐらいの減収になるそうでありますけれども、まだそれでも利益見込み約2億円から見ますと、1億5,000万円ぐらいの黒字になるわけでありまして、これまでの利益のたまった分も大体11億円以上はあるということですから、そのこれまでの利益を活用して値下げをするということは十分可能だと思います。ですから、一時的に水需要が少なくなる、そういう条件もあると思っておりますけれども、そういう長期的な需要と供給の関係、とりわけ今持っている経営のいろいろな資源とかそういうものを活用していただいて、一日も早い水道料金引き下げをしていただきたいというふうに思っております。

第2点目の、仙台市ガス局の問題ですけれども、4月の民営化では、料金値上げのこと以外にもいろいろな問題があると思っております。民間になった場合、今のガス局の職員は一たん全員解雇されて、また再雇用されるかどうか、そういう身分の保障もなくなるわけでありまして、そういう技術の継承とか、そういう安全面でガスの安全性が確保できるかどうかという問題もあります。

多賀城市内には仙台市ガスの工場が仙台新港の背後地にございますけれども、そういうところで、やはりそういう事故が起こる心配とか、そういうことも考えられますし、また、

仙台市で宮城県沖地震があつて、ガスの供給がとまって、ライフラインが復旧するまで大変長い時間がかかりましたけれども、その後、エリアごとにブロックを分けて、地震対策、そういうことも行ってきたそうであります。これはやはり公営企業だからこそできたことだと思います。民間になりますと、そういう地震対策ですとかそういうこともなかなかしにくくなると。やはり利益優先にならざるを得ない、そういう面もあると思います。

それで、この民営化に関してはいろいろな問題があるので、これももう一度検討していただきたいと思います。

3点目の、「のぞみ園」についてでありますけれども、国の基準が7.5人に1人ということで、国の基準は満たしているということでもありますけれども、実際現場では、国の基準であっても、実際には本当に職員は大変だということを知っております。

ですから、国の基準以上に職員をふやすということも考えることは必要かと思っておりますし、また、市の方でもグループホームの必要性は十分認識しているということですが、やはり今度、多賀城・七ヶ浜商工会館の跡地に、何か福祉施設が来るということをお聞きしましたけれども、やはりそういう民間の施設ができるということになりますと、やはり「のぞみ園」なども民間施設と競争をしなければいけないというような状況も考えられるわけでもありますけれども、今までは「のぞみ園」は市の方で施設の維持費や人件費も全部面倒を見てきたと、そういう経過がありまして、それが今後は社会福祉協議会の方で計画をつくって、それに対して市の方で指導しなければいけないと思うのですけれども、やはりそういう社会福祉協議会の方で、長期的なそういう計画を今持っていないということが非常に問題だと思っております。ですから、市の方で、ぜひ社会福祉協議会の方に長期的な計画をつくっていただいて、そういうグループホームもどうするのかということ、市の方がもっともったかかわっていただいて、そういう計画をつくるように市の方で導いていただきたいと思っております。

答弁は、水道のことはもう一度答弁お願いいたします。（「水道の方だけですな」の声あり）はい。

○議長（阿部五一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

今、議員の方から、下げられるものなら下げてほしいというお話がありました。私も同じような気持ちでございます。

先ほど言いましたように、平成20年度の水需要が、19年度までずっと同じように来たのが、20年になって急に下がってきています。これがここでとまるものなのか、一時的なものなのか、それとももっと下がるものなのか、やはりこれは水道経営を任されている以上は、その判断はさせていただかなければ、なかなかそこは踏ん切れないのではないかと考えているところでございますので、御理解賜りたいと思います。

あと、先ほど、18億円の累積黒字があると、これはそのとおりで、3条予算で純利益を足していけば18億円あります。お話にもありましたけれども、補てん財源としては11億円しかない。これは決算でもお話ししているとおりでございますので、この11億円についても、決算議会でもちょっとお話をさせていただいておりますけれども、決して他の市町村から見れば多い金額ではございません、ということでお話しさせていただきましたけれども、12市プラス近隣の3町、15自治体でございますが、その中でもちょうど真ん中ぐらいで、多賀城は決してこの持っているお金が多いわけではないのです。

ですから、そういうものも総合的に判断しながら、下げられるなら下げていきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（阿部五一）

1 番柳原清議員。簡潔に願います。

○1 番（柳原 清議員）

水道の剰余金 11 億円ですね、現在現金であるということですがけれども、それが他の自治体と比べて多いわけではないという答弁でしたけれども、やはり市民から見れば、11 億円というのは大きい金額だと思います。毎年、水を使っている家庭、1 万円ずつ値下げしても 2 億円で可能なわけです。そうすると、5 年間 1 万円ずつ値下げできるぐらいの今黒字があるということ、やはり市民に対しては、それはほかの市と比べて中間ぐらいだからいいのだというふうなことは、なかなか納得できないというふうに思います。

ですから、私は重ねて、この一日も早い値下げをやっていただきたいというふうにお願いたします。答弁は要らないです。

○議長（阿部五一）

休憩をいたします。再開は 11 時半であります。

午前 11 時 19 分 休憩

午前 11 時 30 分 開議

○議長（阿部五一）

再開をいたします。

森議員の一般質問の前に、昌浦議員から発言を求められておりますので、これを許します。どうぞ。

○18 番（昌浦泰己議員）

先ほど、私、一般質問登壇中に、「平成 28 年」と言うところを、うっかりと「昭和 28 年」と、2 回ほどそのように読み上げたということでございますので、ここで訂正を求めたいと思います。ちなみに、昭和 28 年生まれのものですから、うっかりと間違えた次第でございます。

○議長（阿部五一）

ということでございます。

それでは、8 番森長一郎議員の登壇を許します。

（8 番 森 長一郎議員登壇）

○8 番（森 長一郎議員）

私の一般質問は大綱 4 点であります。

最初の質問は、自転車の道路交通法の遵守についてであります。

最近、環境、健康、駐車場問題などに対応し、自転車の利用が増加し、それに伴い自転車がかわる事故がふえていることは、新聞、テレビ等の報道からも、また身近な事例からも認識するところであります。

平成 19 年の警察庁の資料からも、自転車が当事者となった交通事故の発生件数は 17 万 1,018 件と、交通事故全体の 20.5%を占めており、3 年連続で前年比マイナスとなっておりますが、10 年前と比較して 20.8%、2 万 9,514 件と増加しており、自転車乗車中の死者数においては 745 人となっております、近年は減少傾向にあるものの、全交通事故死者に占める割合は増加しているのであります。

また、自転車乗用中の死傷者数の年齢層についてですが、負傷者では 16 歳から 24 歳、構成率は 21.3%が最も多く、次いで 15 歳以下（構成率 19.9%）、65 歳以上（17.7%）の順に多いのに対し、死者数を見ると 65 歳以上が約 3 分の 2 を占めているのであります。

次に、相手当事者であります、82.6%が対自動車事故と占めており、10 年前と比較した場合のすべての相手当事者でも事故が増加している中、対歩行者事故については約 4.5 倍、2,856 件にもなっているのであります。

そして、驚くべきと言おうか、やはりと言うべきなのか、自転車が当事者となった事故のうち、自転車側に法令違反があった割合は 68%であり、死亡事故では 77.5%とさらに高くなっているのであります、何とも痛ましいことでもあります。

これらのことを受け、平成 20 年 6 月 1 日の改正道路交通法の施行により、普通自転車を保護するために、自転車は車両の一種であり、車道通行が原則であることには変わりがないことを前提に、歩道上も歩道通行可の標識等があるとき、また、児童、これは 6 歳以上 13 歳未満や、幼児、6 歳未満、70 歳以上の高齢者、内閣府令で定める障害のある身体障害者などの運転する普通自転車の通行が認められ、加えて、車道または交通の状況に照らしてやむを得ないと認められるときにも、歩道を通行することが可能ということでもあります。

そこで、普通自転車の歩道通行の方法としては、前述からも歩道の車道寄り部分を徐行しなければならず、また、普通自転車通行指定部分があっても、その部分を通行している歩行者や通行しようとする歩行者がいる場合は、その部分を徐行しなければならない。また、歩行者にもその部分を避けて通行するように努めなければならない通行回避の努力義務が課せられたのであります。しかし、一般の歩道上の歩行者の通行を妨げるときは、一時停止をしなければならないともあるのであります。

そこで、6 月に改正されたばかりで、環境が未整備の状況の中、歩行者の安全のためにも自転車運転者のためにも、自転車の走行できる歩道とできない歩道を明確にし、早急に指導をと願い、対応を伺うものであります。

次の質問であります、本年 7 月に文部科学省が全国の都道府県、政令市の教育委員会を通じ、小中学校児童・生徒の携帯電話の利用状況の把握と、地域の実情に応じ、子供の携帯電話の使用に関するルールを策定するよう通達し、その具体案として、「小中学校は持ち込みを原則禁止する」としたほか、緊急連絡用として携帯電話を持たせたいとする保護者もいるため、「通学時の安全確保のために必要な場合は、GPS など居場所確認や通話に限定する」「持ち込みを許可する場合は、学校で預かる」など、校内での使用を禁ずるの 3 点が示されているところであります。

これは、携帯を使つてのインターネットの裏サイトによる誹謗・中傷やいじめ、有害サイトにだれもが接続できることや、授業中の障害となるなど、深刻な社会問題となっていることの対応策でもあります。

この通達を受けて、12月5日の読売新聞の朝刊にも、大阪府の橋下徹知事は、政令市を除く府内の小中学校で持ち込み禁止、高校では使用禁止とする方針を表明、仙台市教育委員会でも、犯罪に巻き込まれたり、不適切に利用されたりするおそれがあるとして、小中学校の生徒・児童による携帯電話の持ち込みを原則禁止する方針を固め、保護者向けの指針づくりを進めており、また、宮城県教育委員会においても、「学習に必要なく、持ち込むべきではない」とし、原則禁止を理念とし、利用状況の実態調査を進めているという記事が掲載されており、我が多賀城市においても教育委員会全体の問題として、統一した対応をすべきものとする考えのようですが、所見を伺うものであります。

次の質問は、障害者、高齢者の雇用についてであります。

指定管理者制度とは、御存じのとおり、行政サービスの提供に当たり、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応することが求められていることにより、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年9月2日に施行され、公の施設の管理に関するこれまでの管理委託制度にかわって新たに創設され、現在では管理委託制度は廃止され、指定管理者制度に一本化されたのであります。

多賀城市においても、この制度を導入するに当たり、「多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」を制定、平成16年7月1日に施行しているのであります。

この条例に基づき、指定管理者の募集は原則として3年ごとに公募で行っております。

現在、今議会でも更新が承認された老人福祉センターと屋内ゲートボール場、そして体育施設が、現在各指定管理者により運営されており、利用者の満足度、評価も高く、改めて運営団体職員の皆様の御努力には感謝を申し上げたいと思っております。

さて、そこで今回の質問であります。倉敷市の事例で恐縮ではありますが、制度実施以後、しかるべき手続を経て、倉敷市指定管理者制度推進方針を一部改定するという情報に触れる機会があり、詳しく改定点を調べたところ、内容は、「障害者等の社会参加と自立支援の観点から、施設規模や性格に応じて障害者、高齢者、寡婦等の雇用を義務づけます（小規模な施設は除きます）」を付加するとし、その説明書きには、「障害者等の雇用創出は指定管理者の直接的な目的ではありません。しかし、市としては解決しなければならない行政課題であり、指定管理者制度においてもこの課題に対応すべきと判断しました」とあり、感動すら覚えたのであります。

このことから、多賀城市においてもぜひ指定管理者の委託契約で、障害者、高齢者、寡婦等の雇用を義務化すべきと考えるのでありますが、所見を伺うものであります。

最後の質問であります。水道料金についてであります。

この水道料金については、藤原益栄議員、佐藤恵子議員、故伊藤功一郎議員、柳原清議員などの皆さんが、多賀城市の水道料金は高い、値上げをと強く訴えてきたところでありますが、私は、平成19年第4回定例会の一般質問で、「財源の創出について」という内容で質問した経緯があり、今回も質問させていただきます。

この水道料金や公共料金にかかわる公営企業や企業経営においては、一概に、「高過ぎる」と言われて、「ああそうですか」と、「では下げます」とすぐに片づけられる問題ではなく、売り上げ、仕入れ、経費等諸条件が整い、市民が満足する清浄な水を豊富に、安全に、そして大命題の安価で供給するというサービスは、先の見通しが立った段階、継続が保障された段階で見直しは必ずや決断されるものと私は思っておりますし、そのために当局も日々努力していると信じております。

しかし、企業、家庭での節約、節減で、年々有収益水量が減っていることも事実であり、その要因も考慮しつつ、可能性を伺うものであります。

そこで、質問であります。1、10月に発表された来年度以降の仙南・仙塩広域水道の料金の見直しについて。

2、平成20年度の黒字の見込額について。

3、2を受けての市の水道の自己資本比率の見込みを伺い、あわせて当局が適正と考える自己資本比率を伺う。

4、以上のことから、清浄な水を豊富に、安全に供給しながら、料金の値下げの可能性を伺うものであります。

以上、大綱4点について御答弁よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

森議員の御質問にお答えいたします。

4点御質問がありましたけれども、2点目の、学校での児童・生徒の携帯電話所持については教育長から、4点目の、市の水道料金については水道事業管理者から答弁させますので、御了解いただきたいと思います。

第1点目の、歩行者の安全確保のためにも、自転車の走行できる歩道とできない歩道を明確にすることについてですが、自転車と歩行者の双方が利用できる歩道には、自転車及び歩行者専用の規制標識が設置してあり、市内に7路線ありますが、大多数の路線は自転車が走行できない歩道であるため、自転車は原則として車道を走行することになります。

しかしながら、道路交通法では、一定要件に合致すれば、そのような歩道での自転車の走行を認めていることから、走行できる、できないを明確にただけでは、歩行者の安全確保は難しいと考えております。

したがって、こうした歩道での歩行者の安全を確保するためには、自転車利用者への道路交通法の遵守について指導を徹底していくことが、より重要になってまいります。

そのような観点から、本年6月1日施行の道路交通法の一部改正における自転車の歩道通行ルールの見直しについて、6月号の市政だよりに掲載し、市民に対して周知を図ったところでございます。

また、今回の改正内容の周知を図るべく、学校、幼稚園、保育所等において交通安全指導隊による交通安全教室を開催し、正しい自転車の乗り方について指導を行うとともに、交通安全母の会との連携により、広報活動も展開したところでございます。

さらに、交通安全母の会では、未就学児や高齢者がおられる市内の350世帯を訪問し、事故防止を呼びかける啓発活動を実施し、一翼を担っていただきました。

今後も塩釜警察署及び交通安全推進団体等と連携しながら、自転車の道路交通法の遵守について、機会あるごとに指導を行ってまいりたいと考えております。

それから、3点目でございますけれども、障害者、高齢者の雇用についての御質問ですが、現在、本市で指定管理者制度により行政サービスを提供している施設は、総合体育館、市民プール、市民テニスコート、多賀城公園野球場、中央公園サッカー場をNPO法人多賀城市市民スポーツクラブへ、老人福祉センター、屋内ゲートボール場を社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会へ委託しております。

障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律により、従業員56人以上の企業で、法定雇用率が1.8%と定められておりますので、指定管理者の委託契約で障害者の雇用を義務化することはできないものと考えております。

しかしながら、本年度オープンしました市民活動サポートセンターの清掃業務を、市内の障害者自立支援施設に委託しております。したがって、指定管理者の業務の範囲で一部業務委託を行うことも可能であると思われまますので、指定管理者に要請してまいりたいと思っております。

また、今後は指定管理者の選定の際に、サービス提供に支障のない範囲で、高齢者及び障害者の雇用の可能性についても考慮していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

学校での児童・生徒の携帯電話の所持については、私の方から御回答を申し上げます。

小中学生の携帯電話利用については、携帯電話依存症やネットいじめ、有害サイトの閲覧など、さまざまな問題を抱えており、基本的には学校生活には必要ないものであることから、「原則持ち込み禁止」としております。

しかしながら、児童・生徒の登下校時をねらった犯罪が増加し、また、両親共稼ぎによるかぎっ子の増加などから、登下校の連絡用、GPS機能による位置確認、非常時の連絡用等として、児童・生徒に携帯電話を持たせたいとする保護者もふえていることも事実であります。

これらを踏まえまして、携帯電話の学校への持ち込み原則禁止としつつも、全面的な禁止は困難であることから、教育委員会では携帯電話の利用方法等について児童・生徒に十分な指導を行うよう、校長会、教頭会を通して指示をいたしております。

ただし、校内の持ち込みを禁止して事が済むかといえ、そうではございません。多くの児童・生徒が所持していることは事実でありますので、学校では、講師を招き、携帯電話の安全教室を実施したり、家庭への「おたより」や授業参観の懇談会などで保護者への啓発を行うなど、取り組んでいるところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（阿部五一）

水道事業管理者。

(水道事業管理者 板橋正晃登壇)

○水道事業管理者 (板橋正晃)

4 点目の質問に関しては、私から回答をいたします。

初めに、仙南・仙塩広域水道の料金の見通しでございますが、県の方針が流動的でございますので、御理解いただきたいと思います。

二つ目の、平成 20 年度の黒字見込みは幾らかとのお尋ねですが、平成 20 年第 3 回定例会の補正予算特別委員会において、2 億 855 万円と回答しております。

今後の動向ですが、先ほど柳原議員に説明したとおり、これまでの水需要の落ち込みが予想以上に大きく、今後も同様の傾向であれば、給水収益を 4,500 万円程度減額を見込まざるを得ないと考えております。

また、費用について、県道玉川岩切線の道路内に、現在は使用していない新田浄水場から市川配水池に水を送っていた送水管があります。この管は今後も使用する予定がないので、管理上、道路開通前に水道管にコンクリートを注入し、使用不能にするものでございます。

よって、固定資産除却損を計上する予定としてございますので、純利益は 1 億 3,000 万円程度かと思っております。

三つ目の、自己資本比率ですが、2 号補正後では 51.86%になる見込みでございます。

また、適正と考える自己資本比率はとのことですが、全国平均で 60.6%、類似団体平均で 68.9%、これは平成 18 年度の数値でございます。19 年度では、県内の都市の最高は 70.2%であり、最低は 37.6%でございます。当市は下から 4 番目でございます。

この比率が大きいほど経営の安定性があると言われておりますので、適正と考える数値と言われれば、全国平均値程度と思っております。

四つ目の、値下げの可能性のお尋ねですが、先ほども柳原議員にもお答えしたとおり、水道経営の根幹をなす料金収入がこのまま落ち込むとしたら、慎重にならざるを得ないと考えております。そのためには、水需要をさらに見きわめなければならないと思っております。

その後、値下げできるか、あるいは状況によっては、現行料金の継続をお願いするか判断したいと思っておりますので、どうか御理解を賜りたいとこのように思います。

○議長 (阿部五一)

8 番森長一郎議員。

○8 番 (森 長一郎議員)

まず、1 番の、自転車の道路交通法、どう考えてもなかなか判断に難しいのでありますが、昔は歩道、人が歩く道だったと。そこに車が走るようになったと。次に、危ないので歩道を設けたと。自転車が走るようになって、車道を走ったと。それで車道が危ないので、自転車が今度歩道を走るようになったと。そうすると、歩道も今度は車道化したというふう考えている。なかなかその住み分けも、カラーリングができれば一番いいのかなと。

多分、大方、今、自転車の法律違反が多いというふうなことで、過料措置も拘留措置もあると、罰則措置があるというようなことは、意外と知られていないのではないかというふうに思うのです。

逆に、それよりも何よりも、死傷者が出るという痛ましい結果になるわけでございまして、たまたま、盛岡方式といって、きのうの河北新報に載っていたのですが、「座標」というところで、作家の斎藤純さんという方が盛岡方式を提唱していらっしゃいました。

実は、盛岡市では独自に、自転車は歩道を走るときも左側走行という盛岡マナーを提唱していると。今、車道側を走ると。歩道を走るにしても、車道側を走るというふうなことでした。今の道路交通法の改正で。ただ、盛岡に関しては、自転車は歩道を走るときは左側通行というふうなことを定義してございます。

どちらが安全性が高いかというふうなことを、ここで説明しているのですが、歩道は安全と思われるが、これは錯覚ですと、歩道を走るのは安心かもしれないけれども、決して安全ではありません。なぜなら、車と自転車の事故は交差点に歩道から進んできた自転車と車の間で起きているからです。自転車が車道を走っていて、交差点に進んでいけば起こらずに済んだ事故がたくさんあるのです、ということから、こういう提唱がされたそうであります。

ということで、完璧なのは、先ほど申し上げました利用促進のためには、やはりブルーゾーンなどを、自転車走行空間をつくるのが急務だというふうなことも提唱されております。

このことについては、まだ6月に施行されたばかりで、その環境はなかなか整いにくいのだろうと。ただ、人の安心・安全がかかっているのです、その指導がなされたとき、財政の裏づけがなされたときには速やかに対応していただいて、指導等も随分と市民に対しても普及・啓蒙も進んでいるようですので、あとはハードだというふうに思います。まだまだ、多分高齢者の方々に、6月から1年たって、2年たってというふうにして、徐々に、徐々に浸透していくと思いますので、継続してほしいと思います。答弁は必要ございません

2番目に、学校での児童・生徒の携帯電話所持についてというふうなことで、確かに携帯持ち込み禁止だけでは済まないというふうに承知してございます。

なぜかといいますと、ただ、学校への持ち込み、逆に保護者のその通学時に関して、これをお願いをしておきたいのですけれども、でもやっているところもあるかと思うのですけれども、学校で預かると。そして帰りに渡すというふうなことで対応されているかと。

逆に、これを厳しく原則禁止としていくと、地域の力が必要だというふうなことも言われております。要は、子供たちの見守り、先ほど通学時に危険が伴うというふうなことでありますので、地域の力もこれは必要なのだろうというふうなことで、ぜひその辺の啓蒙のところもお願いしたいというふうに思います。答弁は結構でございます。

次に、4番目の、市の水道料金、これもきのう、タイムリーに載っております、河北新報の記事でございます。「水道水の卸値下げで攻防」というふうに、右方に、「25市町村期待 卸もとの県慎重」、全く今の構図と同じであります。

ということで、いかに原価が伴うこと、水需要の変化が一番大きいところかというふうにも思うのですけれども、まず、この辺のところも早ければ来年2月に新単価が決まると。県の管理者が水道、水需要が小さくなってきている。市町村の意見を聞きながら慎重に判断したいと。「意見を聞きながら」というふうなことがここに掲載されておりますので、

ぜひ意見をとうとうと述べていただきたいというふうに思います。これも答弁は必要ございません。

三つ目なのですが、障害者、高齢者の雇用について、前向きに考えていただけるというふうなことであります。関連になるかどうかわからないのですけれども、56人以上の、雇用促進法で、雇用しなければならないと。市についてはどうなのかというふうなことも、あわせてちょっとお伺いしたいと思うのですけれども、市の考え方、この辺、御答弁をお願いしたいのですけれども。1点のみ。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

市の方も、やはりそういうことが必要だということで、今現在、市長部局の方ですけれども、6人ほど雇用しております、教育委員会についても1人ほど雇用しているという状況で、一応法的な部分は、私の方も満足はしているのかとは思っておりますので、今後もそういう考え方でやっていきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

8番森長一郎議員。

○8番（森 長一郎議員）

指定管理者の方々にお勧め、お勧めといおうか、お願いする立場にあって、やはりその立場がきちんとしていなければ、これは物は言えないなというふうなことで、確認をさせていただきました。

ということで、私、ここで寡婦を落としてしまったのですけれども、寡婦も含めて、ぜひどんどん、どんどんその雇用は促進していただきたいというふうに思います。

○議長（阿部五一）

お昼の休憩といたします。再開は午後1時であります。

午前11時58分 休憩

午後 0時57分 開議

○議長（阿部五一）

ちょっと時間は早いのですが、おそろいでございますので再開をいたします。

まず、先ほどの一般質問の件で森議員から発言を求められておりますので、これを許します。8番森長一郎議員。

○8番（森 長一郎議員）

急ぐ余りに読み間違えてしまいまして、最初の質問で、「多賀城市の水道料金は高いと、値下げをと強く訴えてきたところではありますが」というふうなところを、「値上げをと強く訴えてきた」というふうにごちゃごちゃと間違えて読んだというふうなことを伝えられまして、改めて訂正をお願いするものであります。

○議長（阿部五一）

ということです。

それから、私の方から改めて皆さんに、質問者並びに回答者は簡潔に要領よく発言をし、議事の進行に御協力をお願いをいたします。朝、言いませんでしたので、今言います。

それでは、4番伏谷修一議員の登壇を許します。

（4番 伏谷修一議員登壇）

○4番（伏谷修一議員）

通告どおり3点について質問をさせていただきます。

最初の質問として、国際友好都市について伺っていきます。

多賀城は、長い友好都市鎖国の時代から、やっとの思いで平成17年に、奈良時代の歴史的背景を踏まえ太宰府市と、そして平成18年に八幡在住の天童家のかかわりから、山形県天童市とそれぞれ友好都市を締結いたしました。

おのこの友好都市との関係は、行政、議会、市民が、歴史、観光、スポーツなどの交流を図り、円滑な関係を構築しています。市民も歴史認識を深めることができたのではないかと考えられます。

今後は分野を広げて恒久的に交流を図る必要があります。そこで、都市の国際化に伴ったグローバルイゼーションの観点から、当市の新たな国際化事業のあり方について意見を伺います。

国の政策において、地方都市が90年代に英語圏を中心に友好都市を締結してきました。国際社会における日本の役割は、経済の発展とともにその責任は重く、世界平和と各国の繁栄にも不可欠で、国と国との外交だけではなく、人々の交流の中で、地域、市民といった地方都市の交流も重要になっています。

友好都市を締結している宮城県内の現状は、23の市と町が36都市と姉妹提携を結んでいます。これは平成19年4月2日現在の集計でございます。

仙台市がアメリカ、カリフォルニア州リバーサイド市を含め7都市、石巻はイタリアのチビタベッキア市を含め3都市、旧古川市ではアメリカ、オハイオ州ミドルタウン市、気仙沼市では中米コスタリカのプレタレーナス市を含め2市、白石市はオーストラリア、ニューサウスウェールズ州のハーズビル市、名取市はブラジル、サンパウロ州グアララッペス市、角田市はアメリカ、インディアナ州グリーンフィールド市と、岩沼市はアメリカ、カリフォルニア州ナバ市を含め2市と、八つの市が歴史や産業を背景に友好都市として交流しております。

2市3町においては、松島、利府が名前の持つ意味で、それぞれフランス領ニューカレドニアの、松島はイル・デ・パン島、利府ではリフー島、同時に二つの姉妹都市が生まれました。

多賀城市と隣接している七ヶ浜では、1990年10月3日に開村100周年と、明治に開設された高山外国人避暑地高山国際村の開設100周年を記念して、地勢、産業、人口が類似しているアメリカ、マサチューセッツ州プリスマを姉妹都市締結に選び、1989年に調査団を派遣、91年8月、高校生10名と当市の赤間町長がプリスマを親善訪問し、約1週間の

ホームステイを行いました。すると、親善大使として訪れた子供たちに感動し、友好都市が結ばれて、その2カ月後の10月には、トンプソン議長を団長とするプリスマ親善訪問団が来町し、2004年には渡辺町長、阿部議長が表敬訪問、長期留学生1名を2005年と2年間で多賀城高校に受け入れました。

先般、多賀城市国際交流協会は創立10周年を迎え、その事業内容の充実には敬意をあらわすものであり、県内在住の各国の外国人との世代を超えた交流は、県内の国際交流協会の中でも、目的を明確にした交流事業と確認いたしました。

式典のあいさつの中で、阿部会長は、協会運営は、「協会運営は部会制で行い、自発的に取り組むことを主体に、単に一つの国や都市との交流だけではなく、世界百数カ国全体との交流スタンスを図っていく」とのことでした。

私の今回考える友好都市交流は、青少年の育成プログラムとしての事業形態であります。7月23日に開催された「第2回多賀城子ども議会」において、子供議員の質問に、「私は外国にとっても興味があります。多賀城市には交換留学的なことはないでしょうか」、この答弁内容は、県の友好都市アメリカ、デラウェアとの交換留学制度、内閣府での留学制度、多賀城市国際交流協会ジュニア部の活動紹介でした。

また、「第61号議会だより」の市民の声の取材の中でも、中学生の生徒たちからも、交換留学を望む声もあり、小中高世代に共通した認識を感じ受けました。

本市が国際交流都市を締結し、国際交流を図る意義はとても意味深く、来日する外国人は日本の歴史に興味を示し、文化を学びたいと聞いています。歴史豊かな多賀城を、交流事業を通してPRするために、最初に行うことが、自分の住むまちの歴史、多賀城の歴史認識を高めることから始めるのです。

次年度からは、小学校5、6年生へALTからの英語指導が導入されます。本市の国際化推進計画の施策の基本的方針2に国際理解の推進がございます。その中で、「異文化に対する関心や理解を高めたり、外国人とのコミュニケーション能力を養うため、小中での国際理解教育や外国語教育を推進します」とあります。まさに現実化したわけがございます。

「子供に夢や希望を世界観で考えることのできるまち多賀城」に実現できるよう、ぜひ検討していただきたいと思っております。

2番目の質問として、砂押川に水と親しむロケーションを整備し、水辺のまちづくりを市民協働で取り組んでいくことについて伺いたいと思っております。

一般的に、川を整備する概念は、四つの機能として考えることができます。

第1に治水機能、第2に利水機能、第3に環境保全機能、第4に親水機能と分けられます。

多賀城においては、市民活動団体「かわせみクラブ」が、その生態系や浄化作用などを調査し、環境保全を維持していく活動をなされていますが、近年、都市化が進む中で地域に求められていることは、環境保全と親水に対する機能が重視されてきています。

山王、市川地区から流れている砂押川の河川景観は、城南、八幡地区を流れ、多賀城駅前までは自然共生型の環境整備が若干残っていますが、下流は護岸強化による整備状況で、時代の流れとともに変革してきました。

従来、河川整備は行政主導で治水・利水を第一と考えられてきましたが、河川法の改正以来、地域の特性を生かした自然と共生する整備が行われる傾向にあります。

昭和 30 年代中ごろまでは、多賀城砂押川は水質状態もよく、そのころ川を遊びの場としていた世代の話を伺うと、シジミや魚をとって、夕食のおかずとみそ汁になっていたということです。40 年代以降は、高度経済成長の波に飲まれ、生活環境も激変し、水質汚染は最悪で、どぶ川とも称されていました。50 年代からは下水道の整備も進み、生活排水などの影響も減り、河川の水質は改善されています。

現在の環境を保全していく上で、川辺空間の親水機能を高めていく必要があると考えます。川にいやしの場を求める傾向は顕著で、今はやりの述べ方で申しますと、ウォーキング、ジョギング、サイクリング、フィッシングなど、レクリエーションも頻繁に行われています。水辺で野鳥を観察したり、水辺にたたずんだり、年々水に親しむ市民は増加しています。

また、八幡保育所前では、毎年 8 月に八幡地区の寺の檀家の方々が中心になって、灯籠流しを開催していると伺っています。

堤防上の歩道の整備などによって、健康推進を図るための遊歩道としての見方や水辺の親水空間を祭りの空間としてとらえた「万葉まつり」の舟下りと、駅周辺での行事開催というようなさまざまなことが考えられます。

砂押川のロケーションを生かした川辺のまちづくりについて、市長の意見を伺いたいと思います。

続きまして、3 点目の質問をさせていただきます。持続可能な都市を目指した八幡字一本柳地区の工業団地化構想について、早期に具現化するために現在考えられているリスクについて伺いたいと思います。

平成 20 年 2 月定例会で一般質問をいたしました、多賀城の農地の今後の活用についての見解から、市長は、「農地と都市的土地利用との調整、富県戦略に伴う工場進出に備え、これらをバックアップする声をいただければ推進していく。そして、村井知事の所見、『多賀城は非常に恵まれている。工場誘致、ぜひ頑張ってもらいたいと思いますのでよろしく』との会話があった」と述べられていました。

このことから、富県戦略を見据えた新たな工業用地の一番効果的な確保が、この八幡地区と確信してまいりました。市長は、御自身の公約の中で、「南宮地区のサイエンスパーク構想跡地に、自動車産業の工場誘致として考える」という見解を示されました。

この過程を踏まえた上で、その命題として八幡一本柳地区の工業団地化構想を提言し、この命題を新しい真の命題として導くことを証明していかなければなりません。そのために、構想を具体的に進めるために必要なポイントを検証したいと思います。

ことしに入り、原油高から始まる投機的マネーの流動に拍車がかかり、実質経済に見合った資本形態が崩壊し、未曾有の世界経済困窮に陥っています。

この構想計画において、経済の不安定を考慮しているとはいえ、これほどまでの状況は想定していなかったと思います。経済は生き物と言われますが、機能はしていないも同然です。今、プランニングしていくことにより、リスク回避するためには一番よい時期ではないでしょうか。

まず、開発区域について言及していきます。第 1 期から 3 期の地権者総数は 109 人、計画として第 1 期一本柳地区 16.11 ヘクタールで 35 名、何といても地権者の考えが一番です。農業を取り巻く環境は、減反、生産調整、後継者不足と年々厳しい状況となっています。耕作者は高齢化し、耕作意欲も年々低下し、耕作放棄地もふえる傾向にあります。そ

うした中でも、先祖代々受け継ぎ、守ってきた田畑には強い愛着を持っている地権者は大半であります。

しかし、各興農実行組合の会合や農地後継者の意見としては、将来的な不安はぬぐい切れません。農業委員会、興農実行組合、水利委員会などなどの説明を受けて、情報は錯綜しております。しかしながら、意見を集約するならば、大半の地権者の思いは、工業団地化構想に前向きではないかと感じ取りました。

現時点において、環境アセスメントの開発面積の制約を県へ働きかけ、第1期として六貫田地区までの延伸を検討し、地権者の要望にこたえていく必要があると思います。

さらなるポテンシャルの向上に、光ファイバー網など高速通信システムを初め総括的にインフラ整備を整えていかなければならず、企業のニーズに合致しないものと考えられては困惑します。事前に企業から工業用地としてのポテンシャルが高いと評価されているのであれば、その分析を進め、優良企業の誘致につなげていかなければなりません。第1期の工業団地の面積が拡大することによって、アクセス道路整備に対しての各方面からの理解や、ひいては多賀城インターチェンジの実現も可能になるのではないかと考察できます。

一方、一般市民が考える工業団地の誘致に対する不安は、何といたってもトヨタ自動車関連企業の急速な業績の低下であり、将来的な展望を持つことができなくなっています。トヨタグループの東北進出は人材確保や震災リスクの分散の観点から、中部・北部九州に次ぐ国内3極体制の拠点としての整備であり、北米の直接輸出やロシアをにらんだ輸出拠点に据えろとの指摘もあります。

また、製造業を核に、企業の国内回帰が、東芝の三重県四日市工場に次ぐ半導体の新工場としての岩手県北上市の岩手東芝エレクトロニクス株式会社と、日本各地において動きは顕著です。

平成29年まで企業立地促進法のもと、上記述べたセントラル自動車を初めとする自動車産業集積地域の形成、半導体工業を推進し、電気機械産業集積の高度化と、仙台地域では先端産業クラスターを形成する可能性が高く、多賀城は最適地であります。どんなに完璧な企画立案でも、一番はそのタイミングではないでしょうか。八幡地区の工業団地化構想は千載一遇のチャンスととらえることができます。

また、本市の産業創造戦略として位置づけるのであれば、不退転の決意を持って市長は臨んでいるとだれもが考えるはずです。

以上のことから、工業団地化構想についてのリスクマネジメントについての所見を伺いたいと思います。

ここで最初の質問を終えさせていただきます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

伏谷議員の質問にお答えいたします。

初めに、国際友好都市の必要性についてでございますが、現在、本市においては、友好都市として福岡県太宰府市及び山形県天童市と、多賀城の歴史的背景を踏まえ、友好都市の協定を締結しております。伏谷議員御指摘のとおりでございます。

友好都市との関係につきましては、市民レベルでの交流が活発化しており、非常に喜ばしい限りでございます。特に天童市との関係におきましては、スポーツ交流、文化交流、物産交流等、幅広く市民活動団体を初めとした市民同士の交流が高まっているところでございます。この間も、鍋合戦をやってきたということで、バス2台も山形に繰り出したということでございます。

また、太宰府市におきましても、遠い地でありながらも、文化交流、物産交流等が行われてきております。

今後もこのような活動がより活発化し、多賀城の認知度の向上、市勢発展に結びつけばと期待しているところでございます。

また、議会初日の行政報告でも申し上げましたが、2010年には奈良市と友好都市を締結することについても協議を進めていくこととなりました。

さて、友好都市との関係を世界的な見地で築いていってほしいという御提案でございますが、インターネットなどの普及により、情報伝達の高度化、グローバル化も急速に発展し、自宅にいながらにして外国の歴史や文化に触れる機会を持ったり、世界との距離は感覚的にはより身近なものになりました。

本市では、平成16年4月に多賀城市国際化推進計画を策定し、国際交流活動などを行いながら国際化を進めておりますが、これらの交流活動は市民活動団体であります多賀城市国際交流協会を中心として行われております。

この多賀城市国際交流協会は、ことしで創立10周年を迎えましたが、創立当初から、「国際交流は市民の手で」をキャッチフレーズに各種事業を展開しており、また、次世代を担う子供たちの国際感覚を醸成するため、宮城県内の市町村国際交流協会としては唯一となるジュニア部を設け、月に1回、外国の方をゲストに招いて外国の文化を学んでおります。

さらに、今年度からは、外国籍市民とのネットワークづくりを目的とした国際交流サロンを実施しており、こうした身近な方々との交流活動も開始したところでございます。

現在、多賀城市国際交流協会では、特定の国との友好都市を締結するのではなく、全世界との友好を築いていきたいとの方針で活動を展開しておりますが、私も全く同感でございます。

友好都市につきましては、行政からの仕掛けだけではなくて、市民協働の活動において、市民レベルでの交流が深まっていく中で、締結の契機が訪れるとも考えられますので、そのような場合には行政としても支援できるように検討していきたいと考えております。

次に、砂押川の整備を市民協働でとらえ、水と親しむロケーションを生かしたまちづくりに関する御質問についてお答えいたします。

砂押川が流域の下水道普及率の向上に伴い、格段に水質が改善し、今や本市の貴重な親水空間として市民に親しまれております。

市としましては、これまでも宮城県が河川改修工事を実施する際には、市民の意向を踏まえ、親水護岸としての整備や堤防の舗装、防護柵等を設置して、散歩やジョギングに適した整備をするよう働きかけを行ってきたほか、野鳥の営巣となっているヨシを刈らないよ

う、自然保護団体の皆さんの声をお伝えし、清掃ボランティアの方々の支援もするなど、市民の皆様とともに良好な親水環境の創造と保全に努めてまいりました。

今後においても、砂押川が身近に感じ、潤いと安らぎを受ける空間であり続けるとともに、レクリエーションの場としても利活用できるよう、市民の皆様と連携しながら、水と親しむ口ケーションを生かしたまちづくりを考えてまいりたいと思っております。

次に、今回の八幡字一本柳地区の工業団地化構想については、職員が英知を絞り、市にとってのリスク、地権者の皆様にとってのリスクを最大限回避した計画を策定したつもりでございます。

このプロジェクトの前提としてであります。私は、進出する企業が見つからないまま造成事業に入り、塩づけの土地をつくるつもりはありません。造成事業を手がけるのは、企業の進出が確定的になってからのオーダーメイド方式と考えております。

それでもやはりリスクはございます。想定される最大のリスクは、立地協定を締結した後、造成工事の最中や造成工事後に、企業の都合により進出が取りやめになった場合であります。

ただし、今回、他の市町村に進出が決まった企業で、市場の先行きが不透明なことから、進出が延期されたものはありますが、取りやめしたという話は聞いておりません。

次に考えられるリスクとしては、各種調査費や職員の人件費をかけ、先行投資をして、法規制を外し、また、地権者の皆様も受け入れ準備を整えたにもかかわらず、進出していただけの企業が結局なかったというリスクであると思われま。市といたしましても、先行投資分が生かされず、地権者に期待だけを持たせたこととなります。

したがって、これを回避するためには、優良な企業に進出してもらうため、あらゆる人脈を駆使して、誠心誠意アプローチしてまいる所存ですが、議員各位の御支援、御協力もよろしくお願いたしたいと思ひます。

次に、リスクというより、考えられる課題としては、近隣の住環境との調和でございます。区域の西側は高橋地区土地区画整理事業により良好な住宅地が形成され、近接に仙台育英高等学校、秀光中等教育学校、区域の西側に三陸自動車道を挟みながらも、多賀城八幡小学校がござひます。

現在の構想では、緩衝帯としての緑地を多く配置して、隣接する区域との違和感をなくすつもりであることや、区域内道路には歩道を完備して、通学路の安全の確保にも万全を期してまいりたいと思ひます。

現時点で考えられるリスクはこの3点でございます。

ただ、伏谷議員が先ほど景気の方にも触れましたね。今の経済状況でございますけれども、景気の波というのが、コンドラチェフの波、それからジュグラーの波、キチンの波と、経済学でいうと三つの波があるのです。恐らく1929年の大恐慌、1929年から33年までですか、続いたわけですが、4年間ですね。それから、最後の短期的な波かというふうに私は思ひますけれども、今のインターネットの世界的な傾向として、瞬時にいろいろな情報が伝わるという中では、私はこの大恐慌というふうなことはちょっと考えられないのではないかと。リスクとしてはその辺が、きょうもソニーがかなり雇用を削減したというニュースも流れておりますけれども、その辺がどうなるかというのは、確かに私も心配でございます。できれば早目にこの経済不況も終わっていただければというふうに思ひております。

これは中長期的な視点に立つての大きなプロジェクトでございますので、皆様方の御支援を賜りたく、本当によろしくお願い申し上げたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（阿部五一）

4 番伏谷修一議員。

○4 番（伏谷修一議員）

御答弁ありがとうございます。

まず、最初の国際友好都市ということなのですが、私、先ほども申し上げたとおり、子供たちに何か夢を持ってもらうような、そうしたプログラムはできないのかと。子供たちいろいろな場面で話す機会が多いのですが、やはり「子ども議会」でも、先ほど申し上げたとおり、そういった交換留学をしてみたいとか、やはりそういうことが子供たちの視点ではあるわけです。小学校 5、6 年生に ALT のその授業も展開するという事で、ますます、ますます小さい子供たちがそういう興味を抱くというふうになると思います。

それと一緒に、やはり、先ほども申し上げたとおり、「自分のまちのことを知らなければならぬのだよ」と。やはり何を話す、交流というのはやはり自分のことも含め、自分の生活圏も含め、自分の生まれた国のそういった歴史背景、文化というものを知らなければ、なかなかこれは対話できません。ALT が何を望むかという、あくまでその語学的な勉強だけではなくて、カンバセーションというか会話だと思ふのです。その外国の先生と直接会話をすることで、いろいろな興味が引き出しに入っていくのではないかと、思う部分が非常に強くて、そういった見地から、友好都市をぜひ、こういう時代ではありますけれども、逆にこういう閉塞的な時代だからこそ、過去にやっていたいろいろな検証を踏まえて、友好都市を展開できればというふうには思っております。

それで、勝手に自分で、「ああ、こういうところもいいのではないか」ということで考えてきたところが 2 点あります。

まず一つなのですけれども、これは今、市長から太宰府市のお話がありました。太宰府市は百済の関係から、現在、プヨ（扶余）というところと交流事業をしています。これはその百済があったところの土地ということでございます。ここなのですけれども、これは実は松村議員からお話を伺いまして、百済王敬福が鎮守府の方に赴任しておりまして、やはり多賀城とも関係があるということをお伺いしました。

その中で、今、太宰府がここと国際交流都市を結んでいくということは、先ほどのインターネットではないのですけれども、太宰府をクリックすれば、そこにジャンプアップできるわけです。そういったことを考えると、非常に今状態ができていっているものに、いろいろな情報を得られて、そこへ飛んで、そういうふうな姉妹都市の交流というのも結ぶのも、一つの方策ではないかと。

やはりこの国際姉妹都市、友好都市といいますと、お金がかかるとまず言われるのですけれども、お金のかからないやり方も幾らでもあると思うのです。それも市民の方々が、いろいろそういうふうなところで模索しているということも伺っておりますので、ぜひその太宰府との姉妹都市を結んでいるプヨというところに対しても、ちょっと見識を広めていければなと思っております。

そして、そこの中で、ジェットプログラムというのがあるのですけれども、国際交流員というのを招いておりまして、その方がそのプロというところと太宰府との交流事業を全部担ってやっているそうでございます。

ですから、本当にタイムリーに、お互いの歴史の共有を図っているというふうに伺っておりますので、そういった点では、先ほどから申し上げている多賀城の歴史と異国の地との交流という部分では、非常にタイムリーではないかというふうに考えます。

そして、もう一つ、やはり先ほど英語圏ということで申し上げましたので、北緯の点から見ますと、北緯 38 度、これはちょうどサンフランシスコあたりというふうにホームページにも載っておりました。サンフランシスコ近郊にバークレーという都市があるのですけれども、そのバークレーと多賀城が意外に似ているような住環境だというふうに、たまたま、この前、市長、全国史跡整備協議会に行ったのが堺市だったですか、大阪の堺市だったでしょうか、あの堺市とそのバークレーが友好都市を結んでいるということでございました。

この状況的にも非常に合うので、今からそういうところも調べて、いろいろと御提言をしていきたいというふうに感じておりますので、そういう点から、国際姉妹都市をもう一度御答弁いただきたいというふうに思っております。

それと、あと親水空間と砂押川というのは、まさに今、市長のおっしゃっていたとおりでございまして、ただ、親水空間を求める市民の声というのも結構あるのです。この前、中心市街地についてのアンケートということで、補正の方で御説明があったあのアンケートの内容の中にも、中心市街地に何を求めるかといったときに、かなりの方の声が、アンケート調査でやはり砂押川の親水空間ということで、あそこを中心市街地の開発と一緒にリンクしてほしいというような、そういうふうな記述があったようでございます。

そういう意味でも、砂押川を生かしたまちづくりというのは、今から非常に大切になっていくのではないかとこのように思っている次第です。これは答弁要りません。

それから、その最後の工場地帯の問題でございしますが、確かに、今、この底の底の状態、今考えていくことがいいのかというふうに思うと、私はそれが一番いいと思っているのですけれども、産業自体がもうかなり変わっていくのではないかと。今までのいけいけの産業で、特にもうスピードだけを追っていた産業構造形態から、今からそのやはりエコとか、そちらの方にどんどん特化してきていると。そういった意味でも、いろいろな電子関係という、そういうふうなところの事業形態をなしている中枢の部分ではあると思うのです。今から 5 年後を考えていくと、かなりの部分で国内回帰の今現象が起きておりますので、大企業の工場が国内に戻ってくるというのは、推計的にもかなりパーセンテージ出ているようでございます。

やはりそういったことも取り入れて、やはりその情報を逐一察知していくことによって、この辺の構想の内容もどんどん、どんどん進化していきますし、よりリスクが回避できるような状況も考えられるというふうに思いますので、その点、もう一回、もうこの前の説明会で見た書類の中には、市長がトップセールスマンとしていくということでございましたので、特にそのセールスプロモーションをうまく多賀城市のこの部分で立ち上げていかなければならないと思いますので、多賀城の一番のこの魅力という、ここに持ってくる魅力というのを、1 点だけ聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

国際友好都市の必要性について、具体的な提言をいただきましてありがとうございます。

私も、太宰府市の井上市長と、前市長といろいろなところでお会いして、この百済との、昔の地名で言うと百済、都市の名前はプヨと言ったかどうか、ちょっと忘れちゃったけれども、そういう関係があると。ただ、敬福というのは、たしか金の関係で涌谷に行った方だと思います。たしかその関係だと思いますけれども、そういう意味で歴史を共有するというふうなことは、非常に面白い関係ではないかというふうに思います。もう少しその辺のルーツを太宰府の方と話をしてみても、ただ、先ほど申し上げましたように、国際交流協会が主体的に、いろいろとこれは動いていただかなければいけないことだというふうに思っておりますので、「子供たちに夢を」というふうな観点からいきますと、当然、小さいころから、例えば1カ月なり2カ月なり、外国でホームステイをやってくるというのは大変貴重なことでございますし、その子にとっては一生涯残ることになるかというふうに思いますので、その辺、どういうふうな方法があるか、いろいろな検討を重ねてまいりたいというふうに思います。

それで、パークレーというのは、ちょっと私もわかりませんが、それらも含めながら、ちょっと考えてみたいというふうに思っております。

それから、リスクの関係でございますけれども、多賀城のセールスプロモーションをなさいということで、多賀城の魅力とか、やはり多賀城の魅力というのは、やはり仙台港の背後地であると、それと大仙台に近いということですね。

私も、今回のセントラル自動車の従業員の方々が、今度宮城県の大衡に来るということで、2回、3回ですか、県庁に行って、「どうぞ多賀城に」ということでアピールしたのです。そのときに、「仙台までJRで十何分で快速だと着くところですよ」と言うと、やはり皆、「えーっ、そんなに近いのですか」と。鉄軌道があるというのはそれだけ有利なのです。大和町とか、こんなことを言うとあれですけども、富谷にしても、皆、鉄軌道はないと。ですから、そのPRはやはり大きいのです。ですから、職・住接近といいますが、そういう位置づけも多賀城は魅力があるところだろうと。住んでもいいところですし、それと、「仙台より温暖、温かいですよ。冬も仙台よりは二、三度違いますよ」という点も利点だと思ひまして、その辺のこともPRしてまいりました。

ですから、やはりこれから求められるのは、伏谷議員がおっしゃったように、産業構造は変わっていくのではないかということで、特に多賀城の場合ですと、高度電子機械産業が所管しているところがございますから、それに見合ったようなところをぜひ誘致してきたいというふうに思っています。

○議長（阿部五一）

4番伏谷修一議員。

○4番（伏谷修一議員）

済みません。最後に、先ほど七ヶ浜の交流都市を「プリスマ」と申し上げたのですが、「プリマス」の間違ひでございましたので、訂正させていただきます。申しわけございませんでした。終わります。

○議長（阿部五一）

12番中村善吉議員の登壇を許します。

（12番 中村善吉議員登壇）

○12 番（中村善吉議員）

私の質問は、教育行政の改善、教育行政改革についてであります。

昨今の児童・生徒の犯罪や学級崩壊など、学校の先生方には冤罪的教育環境の不評から、教育委員会不要論がささやかれておりますが、残念に思います。

教室での異常事態に先生方が御苦労されているその背景の背景には、生徒に誇りと自信の持てる真実の歴史教育と、人間の義務や美しい国を後世に残す、公民福祉の心の公民教育が欠けていると感じているからであります。

本日は、特に現行自虐的歴史教科書（以降「歴史教科書」）の実態を紹介し、その取り扱いに関連する教育行政の改善を問うものであります。

平成 7 年、議員 1 年のとき、AET（現在 ALT）の導入について一般質問をしておりますので、実際は 14 年目であります。教科書に注目してからは 13 年目になります。

第 1 回目的一般質問は、平成 8 年第 4 回定例議会ですが、本市の青少年に、「ああ、また日本の悪口か」で始まる現代史教育について、「占領政策的な歴史教育を見直す」でありました。

そのときの御答弁が、議会だより第 8 号参照でございますが、裏づけのある、満足な内容でありましたら、本日の一般質問はなかったのであります。

私の歴史、公民教育に対する基本姿勢は、次の 4 項目であります。

- (1) 児童・生徒にうそは教えない。国民として必要なものは教える。
- (2) 教科書採択基準は学習指導要領の目的への満足度である。
- (3) 教育長は、教科書内容には責任がある。これは前教育長の答弁内容であります。
- (4) 歴史教科書は危険な毒、精神的ダメージを与える、があるが、それを証明する、等であります。

ここでは、教科書関連一般質問 13 年目の要約を兼ね、歴史教科書の実態を次の四つの面から説明して、本質問に入りたいと考えております。

その説明順序といたしましては、まず、①歴史教科書の底流にあるもの。次に、②日常の話題との関連について。その次に、③支那事変、日中戦争についての追加説明。最後に、④先ほど（4）歴史教科書の危険な毒の証明の順であります。

まず、①歴史教科書の底流にあるものですが、偏向的記述を感じます。戦後 7 年かけた連合軍アメリカの占領政策の目的は、日本の国体の破壊、日本人としてのエトス、国民精神の解体、侵略戦争贖罪意識の醸成等でありました。

その主な教科書に見る具体例には、神話、皇室観（天皇制）、国家観、中国、韓国の加害及び日本の被害記述の否定。日本の捏造侵略戦争記述は顕著に表現云々と、非常に偏向した内容はあります。ちなみに、F 社の教科書には偏向はほとんどありません。

次に、日常の話題との関連についてであります。先ほど④と関連があります。去る 9 月 13 日、東京社会文化会館で「奈良ゆかりフォーラム」があり、第 2 部「奈良ゆかりの地市長がゆかりにちなんだ地域の取り組みやイベントについて語る」のプログラムがあり、4 人

の市長の中に、本市菊地市長も、全国史跡整備市町村協議会会長内定デビュー講演を行うということで、会派全員で応援に行き、拝聴してまいりました。

そのときの報告書をつくり、偶然にその内容は、歴史教科書とどのように関連しているかを調べてみますと、本市のケース以外は説明できませんでした。3人の市長のうち、2人の市長の御講演内容に加えて、「平城遷都 1300 年」とは、藤原京（694 年建設）、日本という国号が用いられるようになったが関係しているのか、その記述がないからでありました。

また、行政視察の合間に参拝した橿原神宮、伊勢神宮も同様でありました。ちなみに、F 社の教科書では、完全にではありませんが、説明ができるものでありました。

申しおくれましたが、4人の市長の御講演内容は、各市での史跡を生かしたエコツーリズムに関係する内容でありました。

菊地市長の御講演には、市内の関係者数名を含めて、参加者全員が拍手を送りました。

次に、③支那事変、日中戦争について、昨年に続いての追加説明であります。昨年の第3回定例議会で、教科書 188 ページ④、日中全面戦争は、我が国の全面的侵略戦争の位置づけであります。蒋介石軍は、戦争継続を条件に、アメリカ、ソ連ほか 2 カ国から多額の資金援助（軍事は省略）……。 （「中村議員、質問内容とちょっと外れておりますけれども」の声あり）一応こういう、 （「いや、最初にこれはまずいということで削除したその内容をあなたはとうとうと述べていますよ」の声あり）いいですか。 （「以上です」の声あり）では、最後に、私が一番言いたかったことを、よろしいでしょうか。

最後に、④歴史教科書の危険な毒の証明をする、であります。私自身、最初から自国の悪口を生徒に教える教科書は、危険な毒があると感じ、危険な毒の影響を客観的に証明して、資料を探しておりました。

世界史的に見て、決定的証明事例として、南米のインカ帝国を征服したスペインのツウイン帝国は、世界史から脱落した例がありました。

昨年末、ほぼ同時に発売された 2 冊の資料を入手して、13 年ぶりにスペインの例を知りました。その内容は、後輩国であるイギリスやオランダが、何とか他国の植民地市場に参入するため、長年にわたり、マスコミ等を通じてスペインに謀略戦、悪国合戦、「スペイン国民は悪虐非道の国、虐殺の国」などの風潮をしたを仕掛け、仕掛けられたスペイン人は国民的に元気を失い、エトスの衰退で歴史の敗北者になったものであります。スペイン帝国は、大戦でなく、謀略戦争で敗れたのであります。

生徒に対して、歴史教科書は、イギリスやオランダの謀略戦のツールと類似していると考えます。あってはならないことであります。

私自身、スペインのことは以前から不思議に思っていたのですが、13 年目で 2 資料に出会ったことは、面目躍如の感があります。

しかし、多賀城市では、教育行政の中で、イギリスやオランダの役を演じさせたくないと考えていますがいかがでしょうか。

中途半端ですが、以上で前段の説明を終わります。

前置きが少し長くなりましたが、質問に入ります。答弁は簡単であります。

(1) 教育委員会の選任に対する人事案件において、議案資料の中に、被推薦者の教育方針を加えることについてであります。ここでは、御本人の御意見確認であります。従来ですと、生年月日、学歴、それに職歴だけが被推薦者の判断材料で、最も重要な本人の活動方針なりが不明でありました。特に、本市の児童・生徒をどのように教育して世に送り出すかが不明でありました。

ある方と教育のあり方に大きな差異を知りましたので、人事案件審議において教育方針のペーパーの提出を提案しましたが、「前例がない」とのことで、許可されなかったからであります。

(2) 教科書採択作業での発言者の内容等、議事録の徹底についてであります。同作業はガラス張りで行われたいということでもあります。採択結果だけが出るが、4W・だれが、どこで、いつ、どのような理由による採択の経過がわからず、情報公開時に質問しても、「記録がありません」だけでしたからであります。

学校での全員参加に、本市教育委員会での、さらに仙台市教育事務所管内の教科書採択協議会での採択作業においては、会議録の徹底を求めるものであります。関係者の顔が見えるようにしていただきたいからであります。

(3) 一般質問の答弁において、説明責任を果たすことについてであります。庁内の他部署と同様な姿勢を望むものであります。過去において、質問内容に合った答弁がなされず、裏づけのない思惑答弁や学習指導要領を引き合いに出した答弁が多々あったからであります。以上であります。

「歴史から感動的な史実を抜いては、国の教科書とは言えない」、「道徳の源泉は公德心にあり、公德心は愛国心なしには存在し得ない」。これらの名文は2人の大学教授の著書から拝借したものであります。私は、歴史教育と公民教育とは表裏一体の関係にあると考えます。

本市では、行政評価制度を導入し、行政サービスに取り組んでおります。よりよい教育行政サービスの向上を図り、教育委員会不要論の解消を望みます。当局のお考えをお聞かせください。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

中村善吉議員の御質問にお答えいたします。

(1) は、私の方からで、(2) と (3) は教育長から答弁させます。

教育行政の改善についてということで、まず、人事案件についての御質問ですが、教育委員の任命に当たっては、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有すると私が判断した方を、議会の同意を得て任命しております。

その際、議案の提出とあわせて、適任と判断するに至ったその方のこれまでの経歴がわかる資料を配付させていただいておりますので、教育方針を加える考えはございません。

私からは以上でございます。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

（2）番、（3）番について、私の方から御回答を申し上げます。

教科用としての採択手続については、これまでの定例会で何度も説明してきたとおりでございます。

かかる議事録についてであります。学校では、教科用図書としての展示会の後、実際に活用する教職員が教科ごとに協議の上、採択希望教科用図書を評価決定し、書面で報告されておりますので、それで十分であると考えております。

ただし、教育委員会としては、議案として取り上げていることから、議事録は当然でございますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、一般質問の答弁において、説明責任ということでございますが、教科用図書に関することに限定して申し上げます。

8社の教科用図書は、いずれも文部科学大臣の検定に合格していることを踏まえるとともに、市議会の場合は、記載内容の一言一句を議論する場でないことから、それらについては除いておりますが、他の質問については十分お答え申し上げていると認識をいたしております。よろしく申し上げます。

○議長（阿部五一）

12番中村善吉議員。

○12番（中村善吉議員）

ありがとうございます。

まず、教育長の方にひとつお願いします。私は、今までインターン生を6人ほど指導してまいりました。それで、私は教科書、2種類の教科書を預けて、これを読んでみたくれと。そして感想を述べてくれと、そういうことをやっております。前、私がやったのは、議会だよりを全部預けて、私が質問した内容を三つに分けて、それを分類させて、感想を書かせたところであります。

それで、私が一番不満に思っているのは、「検定を通ったので問題はない」というお話が、ずうっと13年目も含めて同じでございました。

それで、今、私がインターン生に書かせたものをちょっと御紹介します。全部言ってもしょうがないのですが、どういうことを言いたいかというと、子供たちが歴史を習って、本当に日本の国はこういう国だよと、そういうことをわかるような教科書であれば問題ありません。ここでちょっと御紹介します。全部ではありません。

F社によく見られる、日本人、日本国、日本人の好印象の記述、F社にはペリーや孫文が日本人に持った好印象といった日本人の客観的に評価されたよさ（武士道精神など）がよく記述されている。これはF社に対してです。

それから、日本海海戦、これは今使っている教科書に記述はない。F社には絶大な評価を得ていることや、乃木希典の武士道精神にも言及している。

それから、韓国併合、東書には、日本の安全保障としての観点や、また、施設整備の援助の記述がなく、一方的な日本化教育の実施についての記述しかない。

それから、もう一つ御紹介します。両方社の比較した内容ですが、そもそも東京書籍は一つの歴史観に関する記述が絶対量が少な過ぎるということがあります。それから、F社の歴史教科書が面白いと。歴史観の問題は抜いて、そういう日本の国……。〔「中村議員、悪いですけども、あなたの質問は、今、(3)のことについて恐らく言っていると思うのですが、どうもこれとどのように結びつくのかわからないのです。簡潔に願います」の声あり〕

教科書を採択する場合に、内容が日本の子供たちに対して、役に立つのか役に立たないのか、日本の国をわかりやすく書いてあるのか、わかりやすく書いてないのか、それを基準にして私は教科書採択はしていただきたいと、そういうところでございます。

それで、先ほど、日本の国名がなったというのは、あれはF社の教科書にあったのです。それを導入しました。

以上でございます。何か教育長にお願いします。〔「答えは必要ですか」の声あり〕お願いします。

○議長（阿部五一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

一言だけお話をします。11回目の御質問であります。その中でお話をしてきたのは、検定は、「検定をしましたので、どうぞこの8社から選んでください」というのが検定の趣旨です。

それを、「これだけだ」というふうな発想で教科書の選定をやってはおりません。幅広い中から、手順を踏んで、そして広域の中で選んでおりますので、どうぞ御安心ください。

○議長（阿部五一）

12番中村善吉議員。

○12番（中村善吉議員）

重ねてお願いします。日本が好きになるような教科書、それから、国際社会の中で、日本がどういう立場にあるのか、それからどういう立場をとってきたのか、そういうのがもっとストーリーとしてわかるような歴史の教科書、または、本当に日本人に必要な公民教科書をこれから採択していただきたいと、私は願っておりますがいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

何度も申し上げるとおり、「これだけだ」というふうな考え方は、検定の趣旨に合わないと思います。ですので、私たちが手順を踏んでやっているというふうなことは、正しい選定の仕方だというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

中村議員、やはり教育長に答弁をさせるということは、ちょっと無理です、それは。これきりにしてください。

休憩に入ります。再開は2時10分です。

午後1時57分 休憩

午後2時08分 開議

○議長（阿部五一）

再開いたします。

15番松村敬子議員の登壇を許します。

（15番 松村敬子議員登壇）

○15番（松村敬子議員）

それでは、通告に従い、3点質問させていただきます。

初めに、妊婦健診無料拡充についてお伺いいたします。

日本が抱える大きな課題の一つ、少子高齢化社会を考える際、少子化対策、子育て支援は大変重要な政策です。妊婦無料健診拡充もその中の一つであると考えます。

私は、この件に関しまして、過去2回、一般質問をさせていただき、その中で述べさせていただいておりますので、本日はその重要性については省略させていただきます。

国におきましては、公明党が一貫して主張し、取り組んでまいりました妊婦健診の無料化であります。それを受け、今年度より、2回であった公費負担の妊婦健診が5回に拡充されました。

しかし、その後も、妊婦健診を受けないため、出産に伴う医療事故や少子化の傾向になかなか歯どめがかからないのが現状であります。

そこで、このたび、政府は、10月30日に決まりました新経済対策の子育て支援策の中に、安心して出産できるよう、現在5回までの公費負担による妊婦健診を、14回までに拡充することを盛り込んでおります。私は、今後これらの法案がスムーズに成立することを期待しております。

さて、本年4月より、2回から5回への妊婦健診無料拡充についてですが、他市町村におきましては、ほとんどが4月より実施される中、本市におきましては、他市町村におくれ10月からの実施となりました。市は、以前の私の質問に対しまして、「具体的な財源措置等の詳細について、国及び県からはいまだ明らかにされておられません。御質問の妊婦健康診査は、現在2回実施しておりますが、さらなる健診の拡充は、今後、財源措置等を具体化された段階で、その他の子育て支援対策も含め検討してまいりたいと思います」との御答弁であった経緯によると思われまます。

これらを踏まえ、来年度におきましては、新年度 4 月より速やかに 5 回から 14 回に拡充されるよう取り組まれるべきと考えますが、本市の御所見をお伺いいたします。

次に、都市計画道路についてお伺いいたします。

初めに、清水沢多賀城線についてであります。

清水沢多賀城線の国府多賀城駅前南側、幅 23 メートル、長さ約 25 メートルの都市計画道路保留地についてであります。

この保留地は、将来、JR 東北線をアンダーパス形状による計画道路予定地として確保されており、その工事計画は、工事費が 80 億円から 100 億円と試算されていることから、財政的な問題で全く見通しが立たない状況であります。

これらのことから、駅前の一等地にもかかわらず、長年一部をパーク・アンド・ライドとして駐車場に使用しているのみで、ほとんどの部分がロープを張り、草刈りをしているだけの現状であります。

この地の早期整備、有効活用におきましては、市民からも、「もったいない。観光客を迎える玄関らしく整備を」との声が寄せられております。

また、以前、我が会派及び他の議員からも、一般質問、予算、決算委員会におきまして取り上げられており、最近におきましては次のような答弁がされております。「都市計画道路清水沢多賀城線についてでございますが、御承知のとおり、東北本線アンダーパスによる計画形状の整備には、相当の年数がかかるものと考えております。そこで、以前にも清水沢多賀城線用地の暫定的な活用について検討したことはございましたが、その時点では、経済性や必要性の観点から見送っております。しかしながら、清水沢多賀城線の有効利用については、ほかの議員からも質問されていることもあり、関係機関と調整を図りながら検討してまいりたいと考えております」と。

今後の国府多賀城駅の重要性を考えた場合、前向きにこの地の活用整備を検討すべきと考えますが、本市の御検討の状況、御所見をお伺いいたします。

次に、新田南錦町線計画道路について伺います。

現在、この線は、平成 21 年度までに山王小学校の東側市道まで完成の予定で進めておるところであります。その後の計画に関しては、いまだ提示されておられません。

この道路整備に関しましては、西部地区の皆さんからの早期実現の声が多く寄せられております。また、それに加え、先般、企業誘致を目指し、八幡一本柳工業団地計画が説明されたところではありますが、それに伴い、団地へのアクセス道路の整備が当然必要となります。

そのような点から考えますと、この新田南錦町線都市計画道路も大変重要な路線となり、整備が急がれると考えますが、本市の御所見をお伺いいたします。

最後に、広聴窓口設置についてお伺いします。

地方分権が進展する中、今、地方自治体には自立経営、主体的なまちづくりが求められております。本市でも、市民協働、市民参加の理念のもと、市民主体の姿勢を掲げており、市長御自身も市長就任以来、「おぼんです懇談会」、「気軽にちょっと茶っと」などの広聴の場を設け、市民との対話を重視し、現場の声を聞き、貴重な提言や御意見をいただくことに努められております。

また、市政提言箱「さざんか」などを設け、投書、手紙、メールなどによる市民の提言を受ける広聴事業は、本市が目指すまちづくりには大切であると考え、大いに評価させていただくものであります。

しかし、その広聴の場は、時間や場所が限定されるため、すべての市民が参加できるわけではありません。そこで、広聴の場に参加できない方、書くことが苦手な方など、市民の方々のためにも、さきの場とは別に、市民の意見、提言などを気軽に受け付ける窓口を設け、積極的に公募し、市民に明示することが大切ではないかと考えます。この広聴窓口設置についての本市の御所見をお伺いいたします。

以上、3点、市長の御理解ある御答弁を期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

松村議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の、妊婦健診についてでございますが、今議会で同様の質問を深谷議員及び米澤議員からもいただいております。

本年10月30日、政府・与党が発表した新経済対策に、妊婦健診14回分の無料化が盛り込まれましたことは承知しております。

また、この発表を受けた県保健福祉部の情報によりますと、政府・与党は、このための財政支援策として、5回分は市町村負担、残りの9回分のうち、2分の1は国庫補助金、あとの2分の1は地方財政措置による市町村負担という案を持っているようでございます。

しかし、国の予算措置が2次補正なのか、新年度予算なのか等の詳細な内容についてはまだ示されておられません。

したがって、政府・与党による新経済対策が実施されれば、少子化対策として、本市としても進めてまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路に関する御質問についてお答えいたします。

まず、JR東北本線国府多賀城駅南側の、都市計画道路清水沢多賀城線用地の活用を検討されたいという御質問でございますが、御承知のとおり、この土地は城南土地区画整理事業により清水沢多賀城線用地として確保されたものでございますが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用で、都市計画道路以外の目的には使用が制限されております。

しかしながら、暫定的にしろ、利活用の必要性は十分認識しておりますので、今後とも関係機関と継続して活用法を協議してまいりたいと思います。

また、都市計画道路新田南錦町線の整備につきましては、山王小学校を南下した交差点までの区間が平成21年度中に工事完了する計画で、さらに西側につきましても、本市のインフラ整備としても必要ですし、企業誘致に向けても必要な路線となりますので、施行延伸を鋭意推進してまいりたいと思います。

最後に、広聴窓口の設置でございますけれども、本市では、行政活動に関する住民の提言、意見、要望、苦情などの市民の声に係る広聴事業は、総務部地域コミュニティ課広報広聴係で担当しているところです。

市民が提言などを市に届ける手段といたしましては、市役所を初め市内6カ所の公共施設に設置している「さざんか」提言箱への投函、市ホームページからのメール送信のほか、電話や手紙、来庁による受け付けも行っており、市民の声を広く受け付ける体制を整えております。

地域コミュニティ課では、そういった市民の声を収受した後、担当課に内容を引き継ぎ、各担当課では、その当事者である市民の方々とともに考えて、施策に反映しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

15番松村敬子議員。

○15番（松村敬子議員）

御答弁ありがとうございます。

では、1点目から、妊婦無料健診拡充についての件ですが、法律が成立し次第、速やかに取り組むとの御答弁であったと思います。

先ほど、2次補正で出るのか、新しい来年度予算になるかまだ明確でないというようなお話でありましたけれども、私どもは2次補正でというふうな方向でとらえておりますので、このような質問をさせていただきました。

この法案が通ることを私は確信しておりますけれども、なぜこのようなことを今回質問させていただいたかといいますと、今年度の4月からの予定が、本市の場合はいろいろなそういう件がありまして、10月からになったということで、他市町村におくれたということで、先ほども触れさせていただきましたけれども、来年度はこのようなことがないように、しっかりと、やったらすぐできる方向で、今回は他市町村に先駆けて多賀城はやったという、そういうものを示していただきたいという思いで質問させていただきたいので、しっかり準備をさせていただきたいと思っておりますので、この点の御答弁はよろしいです。よろしくお願いいたします。

2点目の、都市計画道路についてであります。

まず、清水沢多賀城線についてですが、先ほどの御答弁の中に、補助金等適正化法に云々ということで御答弁がありました。実は、私、地方整備局の方に、2カ月ぐらい前ですか、お話に行って、ちょっとこの件で御相談させていただきました。やはり市民にしますと、私も前に道路課の方からそういうお話をいただいたのですが、いつできるかわからない、50年後なのか100年後になるかわからないのに、それを理由にいつまでもあししているというものはおかしいのではないかという、やはりそういう声をいただいて、私もそのように思うので、こういふことに関してはどうなのだということでありましたら、最近、法律というのですか、ちょっとこの規定が若干変わって、そういう補助金を受けていても、最初は道路の目的であって、そういうふうにするということであっても、ある程度、おおむね10年経過したものに関しては、公共性があるそういうものであれば、幾らでも今後計画を変更できて、やれるようになりましてというようなことを実は聞いてまいりましたので、その辺もよく関係者と相談して、やるような方向でぜひ検討していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なぜそのように言うかといいますと、国府多賀城駅というのは、観光客をこれから迎える「ポエムシティ多賀城」の顔でもあり、玄関でもあると思います。

また、今後予定されている工業団地のアクセス駅としても利用客がふえるということは想像にかたくありません。そういったときに、今のように南側をぐるっと回りまして、わざわざ清水沢多賀城線に出るよりも、直通で駅のロータリーまで行けるような方向に、早く整備する方向で検討していくべきではないかというような思いがありますので、どうぞ速やかに、もう一度前向きに整備を検討していただきたいと思います。その辺、もう一度御答弁をお願いいたします。

あと、2番目なのですが、新田南錦町線の件ですけれども、今後考えていくというお話だったと思いますが、新田のところまで将来行きますと、そこから田子の方向と福室方向に道路が交差しまして、分かれると思いますが、市としましては両方やるというのはなかなか難しいと思いますが、どちらを優先される予定であるのか、そちらをお示しいただきたいというふうに思います。

あと、最後ですけれども、広聴事業に関してですけれども、体制としてはきちんとそういうことをやるようにとっているというようなお話でありました。

でも、私、ホームページを見ますと、大変わかりにくいというか、まず市民相談室というのがわかっていますが、こちらはどちらかという困り事相談というような、私も市民もそのようなイメージでいるような傾向があると思います。

あと、提言箱とか、そういうメールなどは受けているけれども、そういう提言などを受けられる窓口がどこにあるかということは、なかなか市民にとってはわかりにくいのが現状であります。

そういう意味からいきますと、市役所のここに行けば、口頭による意見、提言を受けられるという窓口をもっと明確に、市民にわかりやすく、窓口はここだということを、いろいろな場面で提示していくということが大事ではないかと思っておりますので、残念ながら、私は、それはまだ明確に市民に対してはわかりやすくはなっていないように思っておりますので、それをどのようにされるのかお伺いしたいと思います。以上、お願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最初に、清水沢多賀城線の件ですけれども、これは、今、松村議員がおっしゃったように、あの辺の整備はやはり必要だというふうに私も認識しております。

このアンダーパスで、これが抜けるのは何年先になるか、とても見当がつかないということでございまして、あそこのところやはり、そのまま国府多賀城駅まで直接乗り入れできる道路がいいのか、あるいはパーク・アンド・ライドで、あそこにありますけれども、あれもちょっと今、不自然な状況といいますか、になっておりますので、総合的に考えなければいけないでしょうけれども、これも強く国の方に、もしあれのときは私も行って、相談していきたいということで、今いろいろ法律はございますけれども、使用が制限されているということでございますけれども、働きかけは十分行っていきたいというふうに思っております。

それから、新田南錦町線の延伸でございますけれども、これは、これから当然つくらなければいけない都市計画道路でございます。今回の工場誘致の問題がございまして、できるだけ、端的に言うと、国道45号線沿いにごんきやさんの桜会館というのがありますね。あそこから、あの路線につなげられるようにやっていきたいということで、市道でいうと関合1号線との接点、接続まで行って、それから南下するのです。都市計画道路南宮北福室線ですか、あちらの方に南下してということで、今、仙台市側と話し合いも始まっております。

ですから、工場誘致の問題を考えますと、多賀城の場合ですと、直接45号線なりにすんとんところおられる、あるいは仙台港の方にすぐ向かえる道路というのは、今のこの南宮北福室線以外に見当たらないのです。全部線路を越えていくとか何かしないと、ですから、それを優先させるように鋭意努力してまいりたいということで、できるだけ短期間で上げられるように、あそこにちょっと力を入れたいというふうに思っております。

最後の、市役所の広聴窓口ですが、今、実際、コミュニティ課の方で担当しているわけですが、松村議員おっしゃるように、一般の方が来た場合には、コミュニティ課というのをわからないのですね、確かに。「どこに行ったらいいのですか」ということで、恐らくあそこにいる案内の方に聞くかというふうに思います。

ちょっと明瞭にするためにはどういう方法がいいのか、しかし、随分、「おぼんです懇談会」でも、「ちょっと茶っと」でも、それから提言箱の「さざんか」にしても、随分いろいろな形で、こういうのはこうですよというものは、私の手元にいろいろな形で届いております。

それを集約する形での、市民が行けばすぐわかるような窓口ということで、松村議員はおっしゃったと思いますので、ちょっと工夫をしてみたいというふうに思っております。ちょっと考えさせてください。

○議長（阿部五一）

15番松村敬子議員。

○15番（松村敬子議員）

まず、清水沢多賀城線につきましては、整備が必要ということは、市長も同じ認識で、何とかしっかり取り組んで、国の方にもお願いしに行きたいというようなお話でありましたので、やれると私は思いますので、そのような話を聞いていますので、しっかりとお願いしたいと思います。

それで、もしどうせやるのでしたら、やはり中途半端なものではなくして、やはり国府多賀城駅にふさわしいようなしっかりとした整備をすべきだというふうに、それこそ将来に向けた大計に立った、そういう整備をしていただきたいというふうに思いますので、その辺は要望にさせていただきます。

あと、新田南錦町線の件ですけれども、よく多賀城は、特に西部に限っては、「入り口のないまち」と言われていまして、本当に多賀城に45号線から入るのに、仙台の部分の一部ありまして、そのほか大型バスとかそういうものも入るのが、非常に難しいまちだというふうに言われているのも、私、耳にしておりますけれども、まさしく本当にそうだと思います。

そういう意味から、この新田南錦町線というのは大変重要な役割を果たすと思いますので、これも早期整備に向けまして御努力をお願いしたいというふうに思います。

あと、最後ですけれども、広聴事業に関してなのですが、何とか今後窓口を明確に、わかるように検討したいというふうにお話がありました。そういう意味では、随分市民からの提言も徐々に来ているというようなお話でありましたけれども、実は仙台市が非常にそういう部分で、私は宮城県の中では広聴事業というのは進んでいる自治体だというふうに思っておりますが、仙台市の方で、いろいろ皆様から、市民から得ました声を、年報として、こういう「市民の声」として1冊の冊子にまとめております。これは私もいただいたものなのですが、これを見ますと、市民がどのようなことを市に対して提言したり要望したりしているのかというのが、一目瞭然にわかるようになっておりますけれども、私もこの前の決算のときにお話したと思いますが、市長が「ちょっと茶っ」とか「おぼんです懇談会」のそういうデータというものを、きちんとまとめて提示してほしいというふうなお話もしましたけれども、それ以外にもいろいろあると思いますので、そういうものを市としても、このような年報の一つまとめて、私たちにも示していただけると、私たち議員としても、市民の代弁者としての立場から見ますと、大変役に立つのかというふうに思いますので、その辺の御検討をしていただきたいと思います。その点いかがでしょうか。それだけ御答弁お願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

私もそれは見ていませんけれども、確かにいいものかというふうに思います。見させてください。その上でちょっと考えてみたいと思います。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員の登壇を許します。

（10番 藤原益栄議員登壇）

○10番（藤原益栄議員）

通告に基づき、6項目について質問をさせていただきます。

第1は、地区集会所の修理及び改築等への補助率限度額の引き上げについてであります。

御存じのとおり、現在、市は、地区集会所の建設ないし修理の際に、補助率2分の1、上限を500万円として補助してございます。

この問題は、9月議会の決算委員会でも取り上げまして、私の記憶によりますと、湍谷総務部長が、検討したい旨の答弁をしております。ぜひ、来年度よりこの引き上げをやっていただいて、一気に地区集会所の耐震化工事を促進させていただきたいと思いますが、市長の答弁を求めます。

次に、乳幼児医療費無料制度の拡充の問題についてであります。

この課題では、既に市長が、前議会、事実上、平成21年度からの外来の就学前助成実施を表明してございます。

この問題での市長答弁の経過を振り返ってみますと、ことしの第1回定例会までは、「財政上無理だ」ということで、実施に否定的な態度をとってまいりました。

この市長答弁のニュアンスが変わりましたのは、本年の第2回定例会の一般質問に対する答弁の中ででありまして、「今後、耐震化工事等もめどが立ったので、子育て支援を強めていきたい」と、こういう趣旨の回答がございました。

そして、9月議会の一般質問で、「来年度予算で検討する」との回答があったわけでありませう。

したがって、この来年度予算で検討するという市長の答弁は、これまでの経過からしますと、平成21年度予算に盛り込みたいというふうにはしか取れないわけでありませう。

そこで、平成21年度実施に向けた現在の準備状況について、まずお尋ねをしたいと思ひませう。

第2に、国には乳幼児医療費の無料制度を創設すること、県に対しては、外来も就学前までに充実していただくように強く働きかけていただきたいと思ひませうが、市長の回答を求めたいものでありませう。

第3は、国保等の資格証明書の発行についてでありませう。

厚生労働省は、9月15日現在で、被保険者資格証明書発行状況について調査をしておりませうが、10月30日にその結果を公表いたしました。

それによりませうと、資格証明書の発行は、滞納世帯数384万世帯中、8.6%の33万世帯に達しておりませう、このうち、中学生以下の子供のいる世帯は約1割の3万2,903世帯でございました。

厚生労働省は、この調査の発表と同時に、「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」という通知を行い、より慎重な対応をするように求めたいわけでありませう。

この発表の後、資格証明書ではなく、短期保険者証で対応する自治体が急増しておりませう。

本市の状況で言ひませうと、資格証明書発行が29世帯、うち子供のいる世帯が2世帯で、3名ということになってござひませう。しかも、県の集計によりませうと、多賀城市では、休日電話の催告、休日の訪問、時間外電話催告、時間外訪問をやらないままに、この資格証明書の発行をやっていることになってござひませう。

この問題は、9月の決算委員会でも取り上げましたが、人権問題ととらえるべきであり、少なくとも子供がいる世帯には資格証明書は発行すべきでなく、短期保険者証で対応すべきと思ひませうが、市長の答弁を求めませう。

あわせまして、後期高齢者の普通徴収者、すなわち、月額1万5,000円以下の年金生活者に対する資格証明書の発行が懸念をされてござひませう。

これも、その所得水準からいひませうと、発行すべきではないと思ひませうが、市長の答弁を求めたいものでありませう。

第4に、図書館の問題でありませう。

今後の図書館の運営形態について、決算委員会に提出された資料によりませうと、事務事業の一部業務委託化ということになってござひませう。一部業務委託でありますので、基本的には直営を維持するということだそうでありませう。

しかし、その直営維持とは、一部委託とは具体的にいかなるものか。つい最近開かれました図書館協議会の議事録によりませうと、市の職員は、館長1人、会計を担当します庶務職

員 1 人、つまり 2 名のみの市の職員で、あとはすべて委託するというものようでありませ

す。
つまり、市立図書館をあかね保育所型に変えようというものであります。あかね保育所は、御存じのとおり、所長のみが市の職員でありまして、主任保育士以下が委託をされてご

ざいます。これで果たして直営と言えるのでありましようか。
これをいつから実施する予定かということですが、その図書館協議会の議事録によりますと、平成 23 年度からそういう形態にしたいというのが、教育委員会事務方の考えのよう

であります。
私は、以下、三つの理由から、現在の図書館の運営形態を維持していただきたいと考えて

ございます。
一つは、図書館がつくられました歴史的な経過の問題がございます。多賀城市の市立図書館は、ことしの 6 月 1 日で 30 周年を迎えました。

図書館がどういう経過でつくられたのかと申しますと、昭和 40 年前後に、岩沼から松島までの大合併構想が起こりました。この大合併構想は合併寸前までいきましたけれども、多賀城市当局、議会、住民が熱心に調査を行いまして、結局、合併をして、周辺の自治体は取り残されている。そういうことが明らかになっていきまして、その直前で、最終段階で多賀城市がこの合併を拒否をいたしまして、この大合併構想は空中分解をいたしました。

私は、当時の河北新報を読んだことがありますけれども、合併を壊したのは多賀城市だということで、多賀城市が、大場町長が大変な非難を浴びている記事を読んだことがござ

います。
その後、多賀城はどういうまちを目指すのかということが大いに議論をされまして、文化の薫る歴史都市を目指すそうと、そういう合意ができてまして、いわばその最初の施設として図書館がつけられたものでございます。いわば多賀城の歴史・文化都市、文化の薫る歴史・文化都市のシンボルとしての施設なわけでございます。

その図書館を、しかも、現市長が「ポエムシティ」を表明してございます。ポエムというのは詩でございまして、文学の一部でありまして、ポエムシティが図書館をないがしろにしているのかというふうには私は思うわけでありませ

す。
二つ目、図書館の仕事の問題です。私は、当局が図書館をただ単なる貸本屋程度にしか考えていないのではないかと懸念を持っております。

図書館は、まずどういう本をそろえるのか、これが大変な仕事でありまして、そのためには、絶えずどういう本が出版されているのか、情報を入手しなければなりませんし、住民のニーズをつかむ必要がございます。それ以外に、郷土資料等も集めるのが図書館の仕事になってございまして、私は 2 人のみの市の職員を置いて、ほか全部委託するのはいかなものかと、結局は、こうした機能が維持できなくなるのではないかと懸念をするものでありませ

す。
三つ目、委託されるとどうなるのかと。これはあかね保育所の際にも大いに議論したわけですが、委託をしますと、館長が、委託した個々の職員に助言あるいは指揮監督ができなくなってしまう。これをやりますと、いわゆる偽装請負ということになってしまいまして、私は、職員間の適切なコミュニケーションはでき上がらないと、いい労働環境にはならないと、作業環境にはならないと考えるものでございませ

こうした理由によりまして、私は現在の運営形態を維持すべきだと思いますが、答弁を求めるものでございます。

第5点は、駅南側の再開発問題についてであります。

先月21日の議会運営委員会の席上、市長公室長より、長崎屋が医療法人松田会に土地を売却した旨、報告があったという報告がございました。

そして、翌日、地元紙にもそれが報道をされたわけであります。

その中で、私どもとしましても、正確に土地の所有関係をつかむ必要性を感じまして、巻原議員に法務局に行っていたきまして、調べてきてもらいました。

その中で明らかになったのは、次の3点であります。

一つは、長崎屋の土地所有面積は全体の26%でありまして、予想以上にその面積が少なかったということであります。

二つ目は、それぞれの所有する土地の形態が、不成形で、非常に複雑な形態になっているという問題であります。

三つ目、駅西側の通路、つまりこれまでの旧長崎屋の店舗と駐輪場との間に歩行者専用通路がありましたけれども、これは民間の土地であったということも、遅まきながら、初めてわかりました。

そこで、お尋ねしたいことは、旧長崎屋用地は、駅前という条件から、一体的な活用が望ましいと考えるものですが、旧長崎屋所有の土地が少なかったことから、一体的な利用は担保されるのかどうかと。市当局はどのように考えて、この問題に臨もうとしているのか、答弁をいただきたいと思っております。

第2に、駅西側の通路は、今後どうなるのかという問題であります。現局面では、工事のために歩行者専用通路は閉鎖をされてございます。そして、来年の3月までには工事が終わります。更地になるということですが、それ以後のこの道路は一体どうなるのでありましようか。

私は、市の責任で、この線路寄りの歩行者専用通路は確保すべきだと思いますが、市長の答弁を求めるものであります。

最後に、南北大路、中央公園の整備についてであります。

この問題は、ことしの第1回定例会でも取り上げておりまして、その際、市長は、「歴史まちづくり法が施行されるので、その枠で考えていきたい」旨、答弁がございました。

玉川岩切線の工事は本年度完成を目指して、着々と進行してございます。御存じのとおり、特別史跡内は県が整備をし、その外は市が整備をするというすみ分けができてはいるわけですが、特に玉川岩切線から南側の中央公園について、どういう整備構想、計画をお持ちなのか、歴史まちづくり法に基づいた計画をどのように立てつつあるのか、御答弁をお願いをして、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

藤原議員の御質問にお答えいたします。

今回の4番目の図書館については、教育長から答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、地区集会所の耐震化促進についての御質問でございますが、御質問のとおり、地区集会所はコミュニティの拠点であるとともに、災害時の避難拠点となる重要な施設だと認識しております。

このようなことから、地区集会所の建築や増改築等に要する経費については、500万円を限度額として、工事費の2分の1相当額を市で補助しているところでございます。

耐震工事には多額の経費を要するため、現行の補助制度だけでは地区の負担が大きく、耐震工事を行いたいにもかかわらず、資金不足により足踏みをしている地区もあることは認識しております。

このような中、平成20年度から、国土交通省が示す住宅建築物耐震改修等事業制度要綱が改正され、防災計画上の避難所に指定されている集会所については、耐震工事に要する経費を補助する場合、国の補助制度を活用できることになりました。

このようなことから、本市の補助制度の見直しを行い、国の制度を活用して、まずは指定避難所の耐震工事が採択できるよう、財政状況を勘案しながら検討していきたいと考えております。

次に、乳幼児医療費助成制度についての御質問ですが、同様の質問を、今議会で深谷議員、相澤議員及び米澤議員からもいただいているところでございます。

さきの第3回定例会において、佐藤議員、根本議員の質問に対し、「平成21年度予算編成において検討する」と回答しておりましたが、平成21年4月から、通院の助成を義務教育就学前まで拡大して実施する考えでございまして、平成21年第1回定例会に関係条例改正議案を提案すべく、事務的にも準備しておる状況でございます。

また、乳幼児医療費助成制度を、国・県の制度として実施するよう働きかけられたいとのことですが、今までも機会あるごとに、国及び県に対して要望しておりますが、これからも引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、資格証明書発行についての御質問ですが、国民健康保険税の納付が滞っている世帯については、定期的に納税相談を開催し、短期の国民健康保険証を交付しているところでございます。

しかし、資格証明書を発行している世帯は、国保税の納期が1年以上経過しても納税していない世帯であり、何回かある納税相談の機会にも来庁せず、また、自宅を訪問しても居留守を使われて、面会もできない状況となっております。

さらには、資格証明書を発行している世帯を対象とした弁明の機会を設けても、一向に届いてくれないため、やむを得ずその事態となっております。これは法律に基づくもので、本市独自に実施しているものではございません。

また、本年10月30日付で厚生労働省から、資格証明書交付に際して、機械的運用を行わないこと、可能な限り滞納者との接触を持つこと、さらには、子供が医療を受ける必要が

生じた場合は、滞納世帯の世帯主の申し出によって、短期保険者証の交付に努めること、などの通知がありました。

このことから、本市は、資格証明書を発行している世帯のうち、中学生以下の子供がいる世帯を11月中旬に訪問するとともに、勤務先を調査し、勤務先を通して滞納者と連絡をとった結果、近日中に納税相談を行うこととなりました。

これにより、12月中には、中学生以下の子供がいるすべての世帯に、保険証が交付される予定となっております。

なお、現在開催されております国会において、無保険状態となっている子供を救済するという観点から、中学生以下の子供に対し、一律に、半年間有効の短期保険証を交付する国民健康保険法改正案が提案されておりますので、国会の動向、国民健康保険法改正案審議の行方を注意深く見守ってまいりたいと思います。

次に、後期高齢者への資格証明書発行は中止されたいとのことですが、後期高齢者医療の資格証明書について、広域連合では、保険料を1年以上滞納した方を対象として発行するとしております。

しかしながら、資格証明書の交付は、被保険者の方への接触機会の確保を目的として行うものであり、また、その発行に当たっては、機械的な適用は行わず、徴収を担当する市町村と十分協議して実施することになっております。

したがいまして、広域連合に機会あるごとに要請してまいりますとともに、実際の運用に当たっては、連携を密にし、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、多賀城駅南側の再開発についてでございますが、まず、旧長崎屋跡地の一体的利用につきましては、まさしく多賀城の玄関口でありますので、市としても小分けに小規模な建物が建つというよりも、土地が一体的に利用され、たくさんの方が集まってにぎわうような、集客力のある建物ができることを望んでおります。

そういう構想を持っている方ということで、こちらの方からも勧めてまいりたいというふうに思っています。

これまで、旧長崎屋跡地の利用については、民間の取り引きであるがゆえに、具体的に介入しない形でかかわってまいりましたが、建物が取り壊される事態になりましたので、今後は積極的にかかわり、地権者の方々に御理解と御協力をいただけるよう頑張りたいと思います。

次に、駅西側歩行者通路についてですが、現在の多賀城駅西側歩行者通路につきましては、地権者の方及び長崎屋の御理解のもと、民有地の一部と水路敷の一部を通路として確保してまいりました。

特に、旧長崎屋多賀城店の建物と駐輪場の間の通路は、御指摘のとおり民有地であります。

現在は、安全を確保する意味合いから、通路が一時的に閉鎖されておりますが、間もなく、15日という予定でございます。通路を線路側に移設して、通行が可能となります。将来的な通行の確保につきましては、今後の旧長崎屋の活用計画の調整を図りながら、検討をしてまいります。

最後でございますけれども、南北大路、管理棟等、中央公園の整備は具現化されつつあるかとの御質問でございますが、中央公園の整備事業は、今年度より公園西側に位置する野

球場の整備に着手した段階であります。完了までには四、五年を要する見通しでございます。

このような中、国では、歴史的な場所における整備手法として、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる「歴史まちづくり法」が施行されております。

市といたしましては、この法律に基づき、平成 21 年度、22 年度にかけて策定する「歴史的風致維持向上計画」の枠組みの中で検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

4 点目の、図書館について、私の方から御回答を申し上げます。

現状での運営形態と体制を維持されたいとの御質問でございますが、国は、平成 17 年に、「新地方行政改革指針」を示し、全国一律に「集中改革プラン」の策定を義務づけました。

これを受けて、多賀城市でも、平成 18 年に「集中改革プラン」を策定し、公開されているところでございます。

教育委員会といたしましては、集中改革プランで示されたアウトソーシングについて、社会教育のあるべき姿や役割を踏まえつつ、図書館協議会や社会教育委員会議において、現在、御意見をいただいているところでございます。

今後は、それらの意見を参考に指針を取りまとめ、議員の皆様にも説明をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

まず、市長答弁関係ですが、地区集会所についてなのですけれども、これまでから見ると非常に前向きな答弁だったと思います。これまでは、「従来どおり」というふうなことだったので、その補助のかさ上げの必要性も認めましたし、国の補助も使いたいということでした。

それで、私いろいろ調べてみましたら、昭和 56 年以前の地区の集会所が 18 施設ありまして、では、それ以外は大丈夫かということ、そうでもないのです。例えば、私のところの留ヶ谷の集会所は、57 年にできたのですけれども、設計屋さんに見てもらったら、耐震度が 0.2 だか 0.3 なのです。要するに、今の基準でつくったはずなのだけれども、空間が大きいものですから、震度 6 ぐらいでもう倒壊してしまうという、そういうふうなことが言われています。

そのうち、その工事済みは 4 施設ですから、恐らく多賀城市内の地区集会所で耐震化工事が必要な箇所は、20 カ所ぐらいあるのではないかと私は思うのです。

その国土交通省の補助をもらうというのは、それは結構なのですが、一斉にその避難場所として市が指定して、一斉に補助をもらえるような仕組みができるのかどうかというのを、私は懸念するのです。

これは、地区住民の安全性という点からいっても、急がなければいけないものですし、それから、今、非常に生活が厳しくなっていて、市長の答弁もあったように、今の助成のままでしたら、相当住民の皆さんに寄附をお願いしなければいけないのです。それがやはり大変だということを、区長さんはよく知っているものですから、改築をちゅうちょするということがあるのです。

したがって、国の制度を使って、一気にできるものかどうかということが、ちょっと懸念されるのですが、その点ではどうなのかということをお答えいただきたいと思います。

それから、乳幼児については、準備中だということで、今までも国、県に求めてきたと、今後もやるということですから、これは答弁は不要です。

なお、月曜日の議運で、議会としても国と県に意見書を全会一致で出すことになりましたので、議会も頑張りますということで、これ御承知おきいただければと思います。

それから、資格証明書の件ですが、これも今までから見ると、今までは、「払えるのに払わない方が悪いのだ」と、そういう感じの答弁ですよ。今までから見れば、これも一歩に二歩も前向きの答弁だったと思います。

結論的には、12月中には渡る予定だということですので、これの答弁も評価をしたいと思えます。

県の資料を見ると、名取などは、日曜日の電話も日曜日の訪問も、時間外の訪問も、時間外の電話もやって、その上で資格証明書の対応をしているのです。

ですから、多賀城の取り組み状況は、三つぐらいしか丸がついていなくて、私が先ほど読み上げた、電話の催告、休日電話の催告、休日の訪問、時間外電話催告、時間外訪問、これをやらないで出していたと。実態はどうかわかりませんが、これは多賀城が県に答えた集計ですから。

そういう意味では、私はやはり今までの対応は問題だったのではないかとというふうに、改めて指摘しておきたいと思いますが、いずれ、今までから見ますと、前向きの回答でしたので、これも答弁は不要でございます。

それから、駅南側、これは12月15日に、線路側に通路を移すということだったのですが、ちょっと公図からだけですと、幅何メートルくらいになるかわからなかったのですが、幅何メートルの歩行者専用通路が確保されるのか、これについては答弁をいただきたいと思います。

それから、南北大路、中央公園については、計画的にやっていきますということなので、これについても回答は不要です。

したがって、地区集会所について、それと駅の南側の歩行者専用通路の幅の確保について、御回答をいただきたいと思います。

教育長関係、図書館協議会や社会教育委員の会議等の意見をもらっているのだということでしたね。

それで、私は図書館協議会の議事録をいただきました。それで読ませていただきましたが、当局が考えている直営なるものは、図書館長 1 人、庶務事務の職員 1 人、2 人だけだと。ほかは全部委託するというような案だという字句が出てくるのです。これは一体どこで決めた案なのですか。まずそれをお答えいただきたいと思います。

それから、衆議院と参議院の文部科学委員会の附帯決議というのは、多分御存じだと思うのですが、御存じですね。その中で、これは指定管理者制度ということではあるのですが、衆議院の方は、5 月 23 日に附帯決議がありまして、「指定管理者制度の導入による弊害についても十分に配慮し、検討すること」というふうに、衆議院文部科学委員会で附帯決議を上げています。社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議です。

それから、同趣旨の附帯決議で、2008 年 6 月 3 日、ことしの 6 月 3 日に、参議院の文教科学委員会でやはり同様の附帯決議がされております。それを紹介しますと、「指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮して、適切な管理運営体制の構築を目指すこと」ということが、附帯決議としてされております。

それから、もう一つ紹介したいのですが、6 月 3 日の参議院の文教科学委員会で、議員はどなたかわかりません。ある議員が、「指定管理者制度による弊害について、文科省はどう認識し、どうあるべきと考えているのか」という質問をしたところ、渡海文部科学大臣は、概略ですが、公立図書館への指定管理者制度導入が、平成 17 年度調査では 1.8% しかなく、その理由として、(1) 指定期間が 5 年ぐらいと短く、長期的視野に立った運営が難しい。(2) 職員の研修機会の確保、後継者育成が難しくなる、が指摘されている。なじまないということで、1.8% と受けとめている。指定管理者制度を導入するかどうかは地方自治体が判断することであり、国が言うことではない。指定管理者制度を導入するならば、さきの問題を払拭して、懸念が起きないようにしてから導入していただきたいと、指定管理者制度が図書館になじまないことを認めているのです。これは文部科学大臣の回答なのです。

こういう衆参の文部科学委員会の委員会の附帯決議ですね、それから、文部科学省の答弁も踏まえてやっているのかどうかと。この点について回答をいただきたいと思います。

それから、もう 1 点、これは直接的には指定管理者制度についての言及なのですが、委託をした場合に、個々の職員に指揮できないわけでしょう。これはもう労働法上こうなっているのです。キヤノンだとかいろいろなところが、偽装請負だということで問題になったのです。何が問題になったのかといいますと、委託されている人に、個々の職員に個別にいろいろな指揮系統をやっていたので、これは偽装請負だということで問題になったのです。

ですから、委託の場合には、そこの委託をされた会社の責任者を通じてしか指揮系統はできないのです。

果たして、私は、あかね保育所も偉いものであると見ています。その点で。どこにその所長が、そこで働く保育士さんに一々指示ができないような労務形態をなぜとる必要があるのかと。それと同じことを、委託した場合、図書館で図書館長が、個々の働く人たちに指揮系統できないようなシステムにしたいということなのでしょう。教育委員会の今の事務局案というのは。

指定管理者については、既に衆議院でも参議院でも附帯決議が出されて、文部科学省もそういう回答をしているけれども、委託は委託でこれは大問題なのです。私、その辺、十分検討されているものなのかどうかということなのですが、教育長の回答をお願いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

再質問にお答えいたしますけれども、2点ございましたけれども、第1点目の、地区集会所の問題については総務部長から、二つ目の、長崎屋の通路の問題については市長公室長から答弁させます。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

まず、集会所の補助の件なのですけれども、市内の集会所につきましては、大体36カ所ございまして、うち、指定避難場所の集会所というのは5カ所ございます。

それで、その5カ所の中で、耐震の工事が必要だと思われるような部分というのは2カ所ぐらいなのですけれども、それにつきましては、先ほど市長が申しましたように、国の補助などを活用しながらやっていきたいというふうに考えております。

ただ、実施時期等につきましては、いろいろな部分を勘案しながらやっていきたいと思っております。

補助につきましては、工事費の部分につきましては、耐震改修工事に要する経費の3分の1以内の額で、かつ、市役所が補助する額の2分の1の額で、さらに平方メートル当たりの単価が4万7,300円という限度額がちょっと定まっている部分がございます。ですから、こういう部分もいろいろと勘案しながら、市の方で補助できる分は補助するような形をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

第2点目の御質問の、駅西側の歩行者通路はどのような幅員で確保されるのかという御質問に対して、御回答を申し上げたいと思っております。

まず、線路沿いに水路用地がございます。これの公図上の幅員を読み取りますと、2.5メートルほどの幅員が確保できるというところでございます。

○議長（阿部五一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

藤原議員の歴史の話については、昭和40年代に、「郡山以北図書館なし」というふうなことで、市長みずから先頭になって日野市に行ったというようなことを、私もその記述を読んでいます。

そういう意味では、多賀城市の図書館は非常に先進的であると。今、若干建物が朽ちてきているというふうなことはありますが。そういうふうな思いは持っております。

ただ、市でも、行革プランというようなものをつくって、全くそれと関知せずというふうに、背を向けるわけにはいかないというふうなことで、どこまで今、すり合わせができるのか、本来の社会教育、あるいは図書館のあり方が、全く地に落ちるといようなことは、これはあってはならないというふうには思います。

それで、先般出した資料については、これは教育委員会の会議で認めてもらったものでも何でもありません。何も形もないものを、たたき台というふうにいけませんので、それを出してもらいました。

当然、会議において、やはり図書館に対する熱い思いの方々、審議委員の方から意見をちょうだいしておりますので、そういうふうな歴史的なその背景といたしますか、あるいは、今後のその図書館のあり方といたしますか、そういうふうなものを十分に踏まえながら、どこまで、先ほどお話ししましたように、すり合わせができていけるのかなというふうなことで、今、この前の会議で終わりというふうなことは考えておりません。まだまだ時間がございますので、そういうふうな意見を踏まえまして、何度か会議を開いて、これまで以上に質がどんどん落ちていくようなことでない方向で、進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いをします。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

市長答弁分については、1点だけ。地区集会所についてお尋ねしたいのですけれども、ですから、私が懸念したとおりなのです。先ほどの答弁は。避難場所に指定しているところは、国の補助をもらってその耐震化工事ができるのだというのでしょうか。それは5カ所しかないのだというのでしょうか。避難場所に指定している地区の集会所は5カ所しかないのだと。そのうち2カ所が必要なのだと。それについては国の助成をもらってできるのでしょうか。

それ以外の圧倒的な多数はどうなるのだということなのです。私が問題提起しているのは。それに対する回答がない。私は一番それを心配しているのです。そこの手当てをやらなかったら、実際は進まないと思うのです。これは安全のために必要ですし、今、庶民の暮らしが大変になっているのもありますし、私は、これをやるといったら、大工さんの仕事もふえるし、それから政府も学校に対する補助を上げたのです。2分の1から3分の2に。起債充当率も、先ほど教育部長から聞いたのですけれども、前倒しをやると、起債も100%充当だと。政府だってこの一気に耐震化を進めるために、学校関係についてこういう措置をとっているのです。

私は、地区集会所について、国から補助をもらえるところはやるけれども、それ以外は知らないという態度はとらないと思います。もう一度回答をお願いします。

それから、図書館の問題については、その附帯決議と渡海大臣の回答をどういうふうに受けとめるのかということ、まず、まずというか、もう3回目の質問ですから、最後になりますので、教育長の回答をお願いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

先ほど私がお話しさせていただいたのは、市長の方からも、やはりそういうことが必要だということで、まず手をつけるのは、最初は指定避難場所の方から手をつけていきたいと思います。そして、その他の集会所についても順次やっていきたいと思いますという考え方でお話ししたわけでございます。

ですから、とりあえずは、その指定避難場所の集会所であります 5カ所のうちの 2カ所の部分から手をつけていきたいと。

ただ、学校などの部分がある程度終わってからということで、その辺のめどが立ってからというふうには思っておりましたので、先ほども市長が答弁したように、財政状況を勘案しながらというのは、その辺も見越してやっていきたいというふうに考えております。

ですから、指定避難場所以外の方はしませんということではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部五一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

文部科学大臣の話をどう受けるのかと。図書館は、直営というのは、今後とも、これは何も決まったわけでないのですが、私の思いとすれば、教育委員会の傘の下で、そのあるべき姿を運営していきたいというふうに思います。

当然、そういうふうな文部科学大臣の発言その他についても、十分に受けとめながらというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

休憩をいたします。再開は 3 時 35 分であります。

午後 3 時 22 分 休憩

午後 3 時 34 分 開議

○議長（阿部五一）

それでは再開をいたします。

3 番深谷晃祐議員の登壇を許します。

（3 番 深谷晃祐議員登壇）

○3 番（深谷晃祐議員）

まず、爽やかに質問をする前に、質問通告一覧表の私の 3 番の、「市民便利帳の発行について」のところの訂正を、削除をお願いいたします。

「現在、宮城県内でも利府町、白石市、富谷町」と書いてありますが、この「富谷町」の部分を削除願ひます。

それでは、私から質問させていただきます。

まずは、学校ホームページの開設についてでございます。

宮城県教育委員会では、積極的な、開かれた学校教育づくりのために、ホームページ開設を推進しているとのことでした。

各学校におきましては、情報教育担当が必ず学校に配置されていると聞いておりますが、現在、多賀城市においてはどのような情報教育がなされているのでしょうか。

また、ホームページの作成については、ある程度のパソコンの知識なども出てくると思います。そのために、県では、教育研修センターにおいて、ホームページ作成の研修会を実施されております。知識がないからできないというのは理由にならず、言葉は悪いですが、今現在の状況は怠慢だと言わざるを得ません。

教職というのは、人を育てる大切な聖職であります。現在、モンスターペアレントや給食代の未納、支払い無視など、諸問題を含め、学校教育について回る問題は山積しております。

しかし、そのような今の現場環境だからこそ、教育環境の実態を含め、保護者や地域に公開できる範囲の情報公開をすることで、理解を深めていただけるのではないのでしょうか。私はそう考えております。

起こった問題の解決も必要ですが、学校の情報をより開かれた状態にしておくことで、何か問題が起こったときに、地域が助けてくれる状況をつくっておくことも、情報公開が持つ大切な意義ではないのでしょうか。

先生方は、教職という職業を志したときに、自分のやりたい教育というものを心に決めていると思います。その志を折られているのが現在の教育現場ではないのでしょうか。

私は、生徒に対して手を上げることを肯定するものではありませんが、先生の誠意や熱意の形が生徒に伝わるか伝わらないかであるのだと考えます。

先日、大変お世話になった恩師に会いました。私は非常に元気な生徒でしたので、よくも悪くも先生からかわいがっていただきました。時には、相撲業界の「かわいがり」まではいきませんが、愛のむちをいただいた経験がございます。

その先生に当時の話をすると、「いや、あのころは悪かったね」との言葉、私は愕然といたしました。その当時熱血だった先生が今は丸くなり、どこか小さく見えました。私にとって先生という存在は、常に大きな存在でした。その先生の言葉が「悪かった」、これ以上は言いませんが、世間が教育現場に対して冷たい目線であります。学校の先生のやる気をこれ以上そがないためにも、情報公開を積極的に推進して、地域で支える学校づくりを進めてください。

また、学校ホームページの作成に当たっては、多賀城市教育委員会の特色など、独自の教育方針をお伝えする役割や、情報公開といった観点と、地域で学校教育を考え、地域で支え合う学校づくりを推進されていることから、非常に有効であると考えております。

例を挙げます。石巻市においては、石巻市教育委員会が情報に対する勉強会を独自に行い、ホームページを利用した積極的な学校PRを推進しております。隣の七ヶ浜町においては、校長先生が直接指示を出し、担当の先生がホームページをつくっているとのことでした。

現在、県内の公立小中学校のホームページ開設状況は、小学校で59.7%、中学校で46.1%となっております。

多賀城市においては、小学校ゼロ%、中学校ゼロ%と、非常に残念な結果になっておりますが、いかがお考えでしょうか。

また、今後はホームページをつくるお考えがおありでしょうか。

さらに、今の PDF ファイルをホームページであるとお考えですか。

続きまして、ネーミングライツ及び広告募集について御質問申し上げます。

現在、市のホームページのバナーや市庁舎の玄関マット、封筒のスポット広告など、収入を得ていると思います。前回の議会で、石橋議員より出されました文化センターのネーミングライツ、これを多賀城の施設において考えられる場所などは、すべて前向きに検討すべきだと考えております。

そこで、多賀城公園野球場のネーミングライツ及び広告の募集を行い、多賀城市の税収を上げてはいかがかというものです。集客が予想される大会が多数催されておりますので、広告主にとっても大変魅力ある場所かと思えます。

そして、私は、お恥ずかしながら、あの場所に、あんなに素晴らしいグラウンドがあることを最近知りました。これは、私は仮にも多賀城市の議員として恥ずかしい話ではありますが、大げさに言わせていただきますと、議員にならしてもらわなければ、一生知ることのない施設だったと思えます。

そのほかにも、多賀城には市民野外音楽堂など素晴らしい場所が多数あります。仮に市の広報により、文化センターが仮にソニーホールに変わりましたとか、グラウンドが楽天スタジアムなどと名称が変わりましたと報じた場合、多賀城にそんな素晴らしい施設があるのだということを、改めて認識する方や初めて認識する方がいるかと思えます。市民に理解を深めていただくことで、利用者がふえることも見込めるのではないかと思います。

市長がよく口にしております、「文化センターの大ホールは日本でも有数の素晴らしいホールである」ことを訴えておりますが、そのことを市民が認知しているかという点、一部の方しか理解していないように思えます。文化センターの件も含めまして、市民に改めて認識していただくためにも、早急な対応を求めます。御答弁よろしく願いいたします。

3点目、「市民便利帳」の発行についてでございます。

こちらの「暮らしの便利帳」についてですが、多賀城市でもぜひ進んで導入すべきものだと考えておりますが、まずはいかがでしょうか。

現在、県内では、利府町と塩竈市が制作中、角田市と栗原市などでは既に既刊しており、県内でも数がふえつつあります。

私は、以前、市のホームページなどで地元の企業を PR し、食べ物に限らない地産と地消を考えてはいかがかという趣旨の問いを、予算委員会の際に質問をさせていただきました。

そのときの当局の御答弁は、「行政が一地域の企業を個別に PR することは適当ではない」との御答弁でした。まさにそのとおりだと思います。私の勉強不足でした。

ですが、官民共同で行うことで、それが実現可能であるとお話をお伺いしました。それが「暮らしの便利帳」であります。これの発刊を手がける企業の宮城県支社長さんとお話をする機会がありました。といいますか、私から企業に電話をかけて、お伺いいたしました。すると、発刊に関する自治体の持ち出し経費はひとゼロ円です。プラス広告も地元

の企業で賄いたいので、御協力をお願いしますとのお話でした。まさにすべての地産と地消であります。

現在の日本全国での既刊自治体数は 20 の自治体、制作中自治体数が 14 の自治体、準備段階の自治体数は八つの自治体で、現在調整中の自治体が 100 余りと、今後もどんどんふえていきそうな媒体です。

ですので、多賀城市に新しく移り住んだ方や、もともと多賀城に住んでいる方も、一目で多賀城にはこんな企業やこんな商店、また、病院施設、学校、公民館などのあること、ある場所を一目でごらんいただける内容となっているようであります。

少子高齢化の部分から見ますと、私も紙使用はやめて、パソコンの検索が当たり前だとは思いますが、高齢者の方はまだまだパソコンの使い方にふなれ、また、アレルギーなどという方もいらっしゃると思います。ですので、こういった媒介がまだまだ必要な時代であるとも考えております。多賀城市の負担はゼロですので、ぜひ導入に向けて前向きに検討していただきたいのですがいかがでしょうか。

続きまして、4 点目の、妊婦健診等の拡充、それから 5 点目の、乳幼児医療費の拡充についてであります。こちらさきに一般質問で藤原議員、松村議員が質問をしているところではございますが、私、子育て真っ最中の身ですので、私の所見をお話ししたいと思います。

まず、妊婦健診の無料回数を現在の 5 回から 14 回、もしくはすべての健診を補助の対象にしてはいかがかと考えるものでございます。

私の本音から言わせていただきますと、妊婦健診に関しては国保や社保の対象にすべきだと考えております。病気ではございませんが、子供を授かり、お産の日までの経過を安心して過ごすためには、産婦人科に通わなくてはなりません。

お金の負担で考えると、現行の制度、健診 5 回の場合、平均で約 15 回分を 8 万 9,890 円を現金でお支払いしております。この金額は、私の 3 人の子供にかかった平均でございますので、信憑性の高い数字であると考えております。

約 9 万円ですが、現在の県内の最低賃金が 653 円ですので、この数字で割ると 137 時間分の労働時間です。さらに、137 時間を一日の休憩を入れない労働時間 7.5 時間で割ると 18 日分になります。さらに、病院によって多少の違いはありますが、普通分娩の場合は現行の制度で 35 万円の助成をもらって、手出しが 8 万 8,690 円、帝王切開の場合は 4 万 8,930 円、このほかもろもろの出費を考えると、正直、子供を授かるのは嬉しいことですが、家計を考えると非常に厳しい現実であることがうかがえると思いますので、少子化の一翼を悪い意味で担っているのかとも考えております。

さらに、現在の 100 年に一度あるかないかの景気の低迷、現在の雇用制度の問題など、経済の不安は家計にも大きな不安要素であります。よって、今、まさに入り口に入った少子高齢化の現実をかんがみますと、少しでも子供を産み育ててほしい限りです。

ですので、現在 5 回という数字を、ぜひ 14 回に、いち早く拡充していただけるように、よろしく願いいたします。

続きまして、乳幼児医療費助成の拡充についてであります。

こちらの内容については、先ほども述べましたが、先輩議員を初め数多くの議員が子育て世代の声を代弁しているところではございます。

私も、4歳、2歳、2カ月の3人の子育て真っ最中ですので、一日も早い拡充に向けて御質問をさせていただきます。

現在、この制度は、通院が4歳の誕生日の翌月1日からは3割の負担が課せられます。入院に関しては、現在も就学前まで拡充されているものでありますが、さきにも多くの議員により質問させていただいている、この通院を就学前まで拡充すべきであると考えているものです。

これは、子育てをしていると、特に1人目のときには、何か起きると心配で、すぐに病院に連れていったのも記憶に新しいことであります。恥ずかしながら、私の長男は、既に2回ほど肺炎で入院しております。2回目の入院の際には、病院では、「風邪だね」と言われたので、薬をもらい家路につきました。それでも何か違いを感じましたので、大きな病院でレントゲンをとってもらったところ、肺に影があり、肺炎との診断をいただき、入院させてもらいました。

その、1日に何度も病院に行けるありがたみが、乳幼児医療費の拡充であります。

お医者さんによっては、人ですので、たまに間違ふこともあるとは思いますが、親の心配を即時に解決してくれる状況を生み出すには、やはり医者判断を仰ぐしかありません。そのときに、1日に何回でも病院に通えるのは、4歳未満であったことと、乳幼児医療費の対象であったことであり、無料であったからということであるのが現実だと思います。

ここで、医療費を負担しなければいけないとなった場合には、一瞬ちゅうちょしてしまったかもしれません。しかし、その一瞬の判断が子供の生死を分けることもあり得ると思います。

子供は親の宝物であると同時に、これからの未来を背負っていただく日本の宝であります。どんなことをしても大切な命は守らなければなりません。ですので、一日も早い拡充実現に向けて努力していただきたく思います。よろしく願いいたします。

私からの質問を終わります。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

深谷議員の御質問にお答えいたします。

1番目の、学校ホームページの開設については、教育長から答弁させますのでよろしくお願いいたします。

ネーミングライツの募集についての御質問でございますが、本市では、分権の時代にふさわしい行政経営システムの確立を目指し、財政的にもより自律した運営を図るために、平成17年度に「行財政アクションプラン」を策定し、具体的な取り組みを定めております。

その柱の一つに、自主財源の確保を掲げ、手法の一つとして広告事業を推進しておりますが、この事業は、新たな財源の確保にとどまらず、地域経済の活性化を図るとともに、職員一人ひとりのコスト意識と新たな試みへのチャレンジ精神を育成するためのものでもあります。

御質問のネーミングライツにつきましては、自主財源の確保策として非常に有効であると考えますが、マスメディアに取り上げられる頻度が価値の尺度となるため、なかなか売却が進まないのが現状であると認識しております。

しかしながら、ほかの自治体においては、都市公園施設のネーミングライツの売却等の実績もありますので、同様の施設である多賀城公園野球場について、それらの先進事例を参考にして、新たな財源の確保と地域経済の活性化に向けた広告事業の推進を検討してまいりたいと思っております。

次に、「市民便利帳」の発行についてでございますが、御提言いただきました「市民便利帳」につきましては、本市でも平成 21 年 6 月の発行に向けて準備を進めているところでございます。

発行に当たりましては、電話帳出版などを手がけている、先ほど申し上げました株式会社サイネックスと官民共同で実施いたします。

制作費や配布にかかる費用は、同社が募集して便利帳に掲載する広告収入で賄うため、市の費用負担がゼロということで、なくて済むわけでございます。行政情報のみならず、地域の情報や広告を加えた生活に役立つ情報誌として、無料で全戸配布し、転入者にも市民課窓口で配布することとしております。

最後の、妊婦健診と乳幼児医療のことについてでございますけれども、先ほど松村議員、それから藤原議員にお答えしたとおりでございますが、深谷議員からの御質問にもありますように、子供を安心して産み、育てやすい環境整備の観点から、それぞれが少子化対策や子育て応援策として重要な施策であるとの思いは共有しておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、あした、追加提案として、来年 1 月から、出産一時金でございますけれども、35 万円から 38 万円にというものを提案させていただきたいと思っております。

先ほど、深谷議員が、4 歳と 2 歳と 2 カ月の子供さんがいるということでございますから、出産一時金が今 38 万円にということで、いろいろな準備は整っているわけでございますから、もう 1 人ぐらいぜひ子育ての方をひとつよろしくようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

深谷議員の、学校のホームページを開設すべきとの御質問ですが、現在、ホームページを開設している学校はございませんが、ホームページの開設を検討している学校がある一方、技術的に対応できる教員がいないことから、開設に至っていないというのが実情であります。

地域に開かれた学校づくりを進めていく上で、インターネット上にホームページを開設することは、学校運営の状況や子供たちの日ごろの活動、成長の姿を、学校関係者や保護者だけでなく、広く市民の皆さんに知っていただき、地域で子供を守っていただくためにも、有効な手段の一つとしてとらえておりますし、このことは深谷議員と全く同感であります。

教育委員会といたしましては、今後、教職員研修の中にホームページ作成に関する研修を組み入れまして、学校を支援しつつ、ホームページの作成について学校と協議をしてまいります。

なお、ホームページとの関連ということでつけ加えさせていただきますが、不審者情報等の緊急性の高い情報につきましては、多賀城市のホームページ上でお知らせをしているほか、小中学校において児童の保護者に対しまして、携帯電話のメール機能を活用した配信サービスを既に実施しておりますが、これは県内で先進的な取り組みをしております。

さらに、来年1月からは、公立、私立の保育所、留守家庭児童学級、「太陽の家」の保護者に対しても、地震などの災害時における安否情報や不審者情報等の配信サービスを提供すべく、本格運用に向けて準備を進めてまいります。よろしく申し上げます。

○議長（阿部五一）

3番深谷晃祐議員。

○3番（深谷晃祐議員）

市長、教育長、すべてにおいて前向きな答弁、ありがとうございます。

まず、1点目の、学校ホームページの開設についてですが、先ほども申したとおり、県の教育委員会の方でも推進しておられるということで、協議していただくということで、早目につくっていただけるとありがたいと思います。

それから、ホームページという方が難しくなるのかもしれないのですが、ブログというのも、今、世の中で出ておまして、あれはすぐにポジ、ポジとやって、文章を打てば、その日に何があったというものがすぐホームページ上に、ブログ上にアップされて、だれでもその学校を開けば見られるというような状況をつくっていただければ、きょうの夜からでもできるようなスピードでできますので、そちらの方も御検討をしてみてください。

あと、先進的な取り組みに関しては、素晴らしいことだと思いますので、今後とも進めてください。1の答弁は要りません。

それから、2番目も、3番目も、本当に、何かきょうは、今回の一般質問はとても素晴らしい答弁ばかりで、再質問をしようがないのですけれども、4人目はちょっと考えさせてください。答弁は要りません。ありがとうございます。

○議長（阿部五一）

2番佐藤恵子議員の登壇を許します。

（2番 佐藤恵子議員登壇）

○2番（佐藤恵子議員）

大変和やかな中に、最後の質問でございます。しばらくの間、よろしくお願いいたします。

初めに、笠神住民の方々の塩竈行き交通の便の確保についてお尋ねをいたします。

この切実な要望をひたすらお願いしてきた、この間の経過は省きますけれども、6月議会での一般質問では、塩竈が100円ナビバスのルート拡大に手をつけると。笠神の一部を通る可能性も出てきたので、状況を踏まえて、市当局の努力に強い期待をいたしました。

10月28日から、100円バスの試行運転が始まったわけですが、残念ながら、このルートは従来あったバス路線利用者の不便を解消するものではありませんでした。

担当者によりますと、「笠神を通るルートの要望協議はしました。しかし、決めるのは塩竈ですから」という話でありました。それぞれ自治体の思惑があつてのコース設定になるのは当たり前であります。

しかし、旧バス路線に住む生活者の多くの方々が、まだ塩竈に生活上のかかわりを強く持ちながら暮らしていらっしゃいます。多賀城市民が、市内はもちろん、生活上のかかわりを深く持つ隣接する自治体に行くための足の便をしっかりと確保することは、その仕事は自治体の大事な役割ではありませんか。

改めて、廃止されたバス停の復活を求めるものでございます。市長のお答えをお願いいたします。

2問目は、工業団地の造成の件であります。

私の質問に先立ちまして、伏谷議員から、リスクを挙げろという質問がありました。市長はリスクを挙げていましたけれども、始まる前からリスクしか挙げられないような事業は、現時点では白紙に戻すしかないと思っておりますが、改めて私から質問をさせていただきます。

予定している地域は、仙台育英学園と八幡小学校に挟まれた、総面積 50.74 ヘクタールの地区で、概算事業費は全体で 237 億円、第 1 期分で 75 億円と、ほかにアクセス道路などの整備に 23 億 5,000 万円、関連事業も合わせれば 100 億円という膨大な税金を注ぎ込む大規模な計画です。それだけに、さまざまな角度から慎重に検討していかなければならないと考えます。

何よりも考えなければならないのは、今日の経済状況であります。リーマンブラザーズの破綻を機に、金融危機が世界を揺さぶっております。世界や日本の主要企業が次々に投資計画の凍結や減産を打ち出しています。

とりわけ、製造業で深刻なのは自動車産業の不振です。アメリカの 3 大自動車メーカー・GM、フォード、クライスラーは破綻し、日本の自動車メーカーも世界的な販売不振で、大手 12 社は 2008 年度に世界全体で合計 190 万台の減産に踏み切りました。

宮城県への進出が決まっているトヨタ自動車も、計 95 万 3,000 台という減産を打ち出し、今後はコスト削減に加え、工場の新設・増設の規模や時期についての見直しを行うとしています。

トヨタ系列のセントラル自動車が宮城県に進出してきますが、きょうの報道でも、自動車市場の低迷から、当初の投資額を数十億円規模で圧縮する見通しとされています。

先日の議員への説明会では、市長は、現在の産業界をめぐる厳しい情勢は認めつつも、「本計画は 10 年後を考えた計画」といって推進する立場を表明しました。

しかし、100年に一回という今回の世界的不況は、これまでの経験をはるかに超えるものとなっております。スズキ自動車の会長は、「今回の危機は石油危機やバブル崩壊より大きな問題、過去の経験が役立つ事態ではなく、もっと深刻だ」と語っており、11月28日の日本経済新聞では、「生産と投資は異例の高速調整に入った」と報じています。

実際に、10月の工作機械受注額は、前年同月比 40%減と、6年9カ月ぶりの下落を記録し、1,000 億円を割り込むなど、オークマの花木社長は、「バブル崩壊を越す速度で落ち込んでいる」と言っています。

日本の経済界のトップにいる人でさえ、これからの先行きの展望が全く見えない状況の中で、何を根拠にして10年先を見通しているというのでしょうか。お答えをお願いいたします。

かつて経験したことのない未曾有の世界的な経済危機の中で、先行きの見通しがなくままに、市の年間予算の半分以上にも当たる金額を投資する無謀とも言える工業団地計画は、撤退すべきと考えますが、これもまた御答弁をお願いいたします。

企業誘致に特化したまちづくりのあり方も問題ではないでしょうか。「雇用や税収の安定した確保など、多賀城市の持続可能な都市づくりのために企業誘致が必要」と言っています。もちろん企業誘致もまちづくりの大事な要素の一つではありますが、それにだけ特化することは、市民の暮らしやまちづくりに大きな弊害をもたらしかねません。

今、国民の暮らしをめぐり、雇用対策が最大の問題になっていますが、それを引き起こしたのが、過去にない大企業の大規模なリストラであります。大手自動車メーカー7社の公表分だけでも、9,000人の非正規労働者の首切り計画が進められ、その中でもトヨタ自動車は非正規労働者の6,000人減らしを打ち出しました。岩手県にあるトヨタ自動車系メーカーの関東自動車工業は、来年3月までには300人の期間従業員を削減しようとしています。従業員は、一方的に首を切られ、住んでいる寮からも追い出されるという大変な状況が、毎日、テレビでも放映されております。

トヨタなどの各社は、減益などを口実にしていますが、7社合計で営業利益を1兆7,200億円も見込んでいます。雇用を守る体力は十分あるのににもかかわらず、もうけを確保するために、大量の首切りを行う、これが大企業の体質です。

ソニーも、年間1,000億円のコスト削減とあって、1万6,000人の大リストラ計画を発表いたしました。多賀城ソニー工場への影響も懸念されます。

こうした大企業の誘致に依存することが、とても安定した雇用の確保などと言えるものではないではありませんか。

税収でも、きのう、NHKのニュースでも特集で報道していましたが、愛知県の田原市が、トヨタ田原工場の減産で、来年度の法人市民税の税収が、'08年度に比べ8割も大幅に減る見通しとなり、大問題となっています。田原市の法人市民税の9割以上がトヨタの関連企業で占めているということでもあります。今年度は、法人市民税は約70億円、ところが来年度はトヨタの減産で55億円も減り、さらに税金の取り過ぎに伴う還付金などを合わせると、75億円の減収になるということでございます。市では、今年度の事業についても見直しをし、来年度は10%カットを指示していると報道されています。

こうした事例から見ても、企業誘致に特化したまちづくりは、企業の利益に左右され、翻弄され、持続可能な都市づくりなどとは言えないと思います。現実には起きているこうした事態をとらえられておられるのか、それでも、なお企業誘致に特化したまちづくりに固執されるのかお伺いいたします。

市民の暮らしが本当に安定する持続可能なまちづくりに踏み出すということなら、何よりも、今、市民が切実に求めていることにこたえていくことが必要ではないでしょうか。経済不況の中で苦しんでいる市民の生活や中小企業を応援することが、緊急に求められています。

中小企業の仕事、特に建設業の方々は、仕事がなく大変な状況になっています。2市4町の建設業者が加盟している宮城県建設業協会塩釜支部は、平成15年度は45社が加盟していたそうですが、現在15社程度、3分の1になってしまったと聞きました。こうした市

民の苦境をどうやって打開していくか、真剣に考えていくことが大事なことでないでしょうか。

29 倍という高い倍率で、なかなか入れない市営住宅の建設に、思い切って取り組むことが必要だと思います。保育所の入所待ちの子供たちが 49 人もいます。保育所の増設も急がれています。高齢者の人口がふえる中で、介護の施策の充実整備が求められ、とりわけ特別養護老人ホームの入所待機者が、多賀城市だけでも 140 人にも上るなど、これも増設が急がれております。

こうした事業を思い切ってふやし、仕事と雇用を拡大していくことが緊急の課題ではないかと思えます。

そして、そのことが、若い人たちも、高齢者の人たちも、住みよい、安心して暮らせる定住のまち、持続可能な多賀城市をつくっていく一番の力になるのではないのでしょうか。

厳しい経済環境の中で、私たちが必死に働いて納めている貴重な税金を、見通しのない開発ではなく、市民の暮らしを守るために使うべきだと考えます。いかがでしょうか。

また、21 世紀、世界的に食糧危機が現実化する中で、多賀城に残っている貴重な水田、農地を工業用地にしているのかという市民の声にもこたえ、その検証もするべきと考えます。市長の御答弁をお願いいたします。

3 問目は、食物アレルギーを持つ子供たちの対応食確保をお願いするものであります。

食物アレルギーを持つ児童・生徒への学校給食における代替食についてお尋ねをいたします。

文部科学省の出した、アレルギー疾患に関する調査・研究報告書では、全国の公立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校 3 万 6,830 校を対象とし、1,277 万 3,554 人の児童・生徒から回答を得たうち、アレルギー疾患有病率は、ぜんそくで 5.7%の 73 万 466 人を超え、食物アレルギーは 2.6%、32 万 9,423 人に上っているとあります。ぜんそく、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー結膜炎、食物アレルギーを合計すると 338 万 2,143 人にも上ります。

これらのことから、どこの学校や学級にもアレルギーを持つ子供がいるという現状が明らかになりました。

先日、来年小学校に入学する児童を持つ御両親から、2 人の子供が食物アレルギーを持っていて、今度入学する上の子が、ナッツ類、小麦、卵、ゴマ、ソバと、多種の要因を抱えているため、学校給食への対応が心配という相談を受けました。

私は、市が現状対応していることをお伝えして、一応理解をしていただきましたけれども、その方のお話から、食物アレルギーの子供を持つ家庭の負担の大きさがうかがえました。毎日の食事づくりに気を抜けないために、経済的、精神的な負担が大きいことや、また、周囲がよく理解していないと、保護者自身が頑張り過ぎてしまい、その結果、仕事に響いてくる親もいることなど、アレルギーを持つ子の親の努力は、私の想像を超えるお話でした。

本市の、アレルギーを持つために給食を食べられない、弁当持参や牛乳を飲めない、パンを食べられないの児童・生徒数は、平成 16 年で 135 人、17 年で 147 人、18 年で 160 人、19 年で 166 人という人数であります。本市においても増加傾向は続いているようであります。

環境の悪化や生活の変化で、食物アレルギーを持つ子供が年々増加し、学校給食が食育教育として、代替食、除去食など、対応してほしいという必要は切実なものであります。

また、保育所では、アレルギー対応食が実現されているが、学校は対応できていないというのでは大きな問題であり、解決していく必要があると思いたしますがいかがでしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

佐藤恵子議員の御質問にお答えいたします。

3番目の、学校給食のアレルギー代替食については、教育長から答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、「しおナビ 100円バス」の導入経緯と現在の状況について御説明いたします。

塩竈市が公共交通空白地帯の解消を目的に、10月28日より運行を始めております。この「しおナビバス」は、塩竈市の東部地区、中の島、舟入、牛生町のバス路線空白地帯を、生活の足の確保と中心市街地の集客を目的に、小型バスを利用した定時定路線型として、今月末まで1日3便の無料運行、来年1月から100円での継続運行を予定しているものであります。

「しおナビ」が運行開始して1カ月ほど経過いたしましたので、利用状況を塩竈市に確認したところ、多賀城市内における各バス停留所の1カ月間での利用状況は、乗車の状況ですけれども、笠神バス停では約50人、花立バス停では約10人、下馬バス停では約40人の方が利用しております。

1便当たりに換算いたしますと、停留所当たり1人程度の方が利用しているようでございます。

御質問の、廃止された七ヶ浜循環線のバス停留所の復活については、運行するバスが下馬のバス停留所を起点としていることから、往路と復路が異なる経路となっているため、停留所の復活は困難であると考えております。

さらに、七ヶ浜循環線は、来年の夏ごろに向けて、七ヶ浜町においてバス利用者の利便性を図るため、運行経路やバス料金、運行車両の規格の変更も含めた、バス路線の再構築の検討に着手すると聞いておりますので、本市といたしましては、今後ともその推移状況を注視しながら、バス運行経路等について関係機関と協議してまいります。

次に、八幡一本柳地区の工業団地化構想についての御質問ですけれども、先ほど何か冒頭に、リスクしか挙げられないというなら、やめてしまった方がいいのではないかというふうな話でございますけれども、伏谷議員からは、このリスクだけを取り上げて言わせていただいたものですから、これはちょっと違うと思いたします。

私は、市長に就任して2年が過ぎ、これまで本市の予算上のやりくりを見てまいりましたが、非常に職員に苦勞をかけていると思っております。市政をあずかる身としては、あれもやりたい、これもやりたいという願望がございます。真に市民が必要としているものを、

その時々ニーズに合わせ、的確に施策に反映したいとも思っております。議員の皆様方の意見にも耳を傾け、「ちょっと茶っと」や「おぼんです懇談会」を通じて得た市民の意見を、市政に反映させたい思いがいっぱいございます。

しかしながら、現状の財政状況では、それらのすべてを行うことができません。厳選に厳選を重ねた上での選択をしている状況でございます。

先ほど、同じように伏谷議員の一般質問でリスクを述べました。リスクはないとは申しませんが、うまく回避できるものと思っております。工業団地化構想はリスクを最小化しつつ取り組んでいく攻めの行政経営かとも思っております。

仙台湾地区が、昭和39年に新産業都市として指定されてから44年が過ぎました。あのとき、多賀城町が新産業都市に組み入れられていなかったら、今の多賀城市の繁栄はなかったと思われれます。

佐藤議員は、「計画を撤回せよ」とのことでございますが、今、まさに宮城県に追い風が吹いている中、本市がただ指をくわえて見ているだけでいいのでしょうか。私は、国家百年の計という言葉がございますけれども、多賀城市のこれから50年の計としての構想でございます。今後の多賀城市の行く末を考えたときに、避けては通れない重要な施策であると思っております。

私からは以上でございます。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

学校給食のアレルギー代替食については、私の方から御回答を申し上げます。

学校給食の中で、食物アレルギーを持つ児童・生徒に対して、必要な代替食の対応をされたいとの御質問にお答えを申し上げます。

今回の御質問については、これまでに米澤議員、森議員からも関連する御質問をいただいているところであります。

現在、食物アレルギー疾患の対象児童・生徒は166名です。最も多いのは牛乳110名、パン・めん11名となっております。

また、主菜、副菜及び汁物にかかわるアレルギーにつきましては、原材料が詳細に明示されている詳細献立表を配布し、御理解をいただいて対応しているところでございます。

御提案をいただきましたことにつきましては、必要性を感じているものの、現在の対応を継続させていただき、児童・生徒の実態を踏まえまして、これまで以上に家庭との連携を深め、安全でおいしい学校給食に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（阿部五一）

2番佐藤恵子議員。

○2番（佐藤恵子議員）

バスの件なのですが、手を変え、品を変え要求してきましたけれども、なかなか難しいようではございますけれども、住民の要求は、なお大きなものが、激しいものがあります。今までは私だけがずうっと質問してきたわけですが、あした質問する議員には要望も届けられているようですので、「なぜ共産党だけやるのだ」と、あなたたちは、多分そういうふうに言われたのではないかと、私が想像するのですけれども、というようなことで、要求の幅は広がっているのです。

ですから、そんな未来永劫バスを出せと言っているわけではないのです。多賀城も駅前を中心とした市街地ができれば、そこに市民も集中するのは目に見えていますし、だんだん塩竈には足が遠のくというような状況は出てくるはずなのです。

しかし、今あそこに住んでいる人たちが塩竈に生活の関連基盤を多く持っているということでは、本当に足がなくて不便だという思いが大きく出されております。そういう方たちに、公約にも何もありませんけれども、要求があったときに、こたえていくというのが市政のあり方ではないかというふうに思うのですが、改めて御返事をお願いいたします。

それから、一本柳の工業団地のところでは、リスクを出せと言われたから出したというのですが、だれが見ても、うーんと、ちょっとやはりこの状況では、という思いであろうかというふうに思うのです。

そこで、50年先、10年先を見越したことなのだとわれれば、それはそうかなと、だれにも、それは違うという結論は出せないというふうに思います。それは市長の英断ですから、やると言われればやる方向に行くしかないのかというふうに思うのですけれども、一つ私がひっかかっていることがあります、トヨタの進出に当たって、知事から、「多賀城にも非常に協力してもらいたい」と要請されたと何回もおっしゃっていますけれども、この要請は文書でもあったのですか。口頭だったのですか、そこをちょっと一回確認しておきたいというふうに思います。

あと、いろいろ再質問書きましたけれども、まずそれだけでいいです。そのお答えだけお願いします。

それから、アレルギーの対応食、代替食のところですがけれども、今、前の議員方の質問に対して、大分出産一時金が38万円になるとか、あるいは、これは乳幼児医療費とか妊婦健診とか、それは前に進むということになりましたけれども、このアレルギーのお話をしながら、いろいろな人にお話を聞いたら、たまたま不動産屋さんのところに行って、お話を聞いたのですけれども、そうしたら、若い人が部屋を探しに来るというのです。家を探しに来たときに、「多賀城は子育ての支援策はどうなのでしょうかね」と言われるというのです。「いやあ、ちょっとねー、なかなか大変で、多賀城に住みたいのだったら、仙台と多賀城の境目あたりの中野栄あたりに住んだ方がいいのではないのでしょうか、というようなアドバイスをしているのですけれども」と言われたのですけれども、私たちのまちも、今からその子育て支援策が充実していくという中では、若い人たちがどんどん住んでくると。そして子供たちも、そのアレルギーを持ったような子供たちが、今から多分ふえるであろうという予測の中で、学校の給食もやはりそれを見据えた対策も頭の中に入れながら、考えていくことが必要ではないかというふうに思うのです。

保育所では対応しています。しかし、学校に行くと対応していないということで、親御さんの、お弁当持参の、自分の子供ですから、苦労とは思っていませんけれども、やはりそういう意味では、その支援を手厚くしていくということも、大事なことではないかというふうに思うのです。

何か、ちょっと聞くとところによると、何年か前にですが、2市3町でこの地域の学校の養護教員の方たちが集まって、そういうアレルギーの子供たちへの対応食をつくるような場所があったらいいなという話が出たこともあるというようなことを、ちらっと耳にしましたけれども、そういう意味では、そういうことにも手をつけて、みんなで考えていく時期ではないのかというふうに思いますが、その点で、改めて御返答をお願いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

佐藤恵子議員より再質問を二つほどいただきましたけれども、「しおナビバス」の件は、先ほども答弁いたしましたけれども、来年の夏に向けて、七ヶ浜町の方でいろいろ運行経路なども考えていくという中で、多賀城の立場から、そういう協議の中で、新しい路線なり、さまざまなことを、その中で盛り込めるかどうか、いろいろ検討してまいりたいというふうに思っております。

2点目の、企業誘致関係でございますけれども、知事から言われたのは、これは何も文書も何も来ているわけではございません。市長会、あるいは市町村長会の席で、今の状況ですと、何もセントラル自動車などに限ったことではございませんけれども、それなりに工場用地が不足しているということを言われたわけでございまして、どのくらいあるかということは、これは県の方でも言えない状態だと、企業はどういう企業が来ていますよなどということ言ったら、大変なことになりますから、そういう要請があったことは確かでございます。

ただ、先ほど佐藤議員がおっしゃった、どこですか、愛知か何かで、トヨタ系の企業城下町的な要素で、8割ぐらい法人税が減ったということですが、多賀城の場合、ごらんのように多種多彩で、いろいろな企業がございまして、1社倒れたからどうのこうのというふうな状況には、今の不況ではございますけれども、それとは全く違うのではないかとこのように思います。

○議長（阿部五一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

アレルギーのことについてお答えします。

全国で2.6%ということはわかりましたが、多賀城市においては0.3%をちょっと切っていますので、それに近いかなと。ただし、年5人ぐらいずつふえる傾向にあるというのは、先ほどお話のとおりであります。

「我が子だから」と言いながら、四六時中の食事というふうになると、恐らくそういうふうな子供のいる家庭は、大変だなというふうな思いは私もよくわかります。

それで、詳細な献立表の中身を提示して、理解をもらいながらやっているのですが、さらに、そういうふうな子供たちに、どんな配慮がやれるのかというふうなことは、今後さらに考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（阿部五一）

2 番佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

どうぞよろしくお願いいたします。

バスの件は、七ヶ浜の経緯も見てということですが、ぜひ、多賀城市民の足の確保ということで、他力本願にならないで、本当によろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、工業団地なのですが、ちょっと県の様子だけ、再質問で原稿をつくっていただいたので読ませてください。

北部中核工業団地については、現在決まっているのはセントラル自動車と東京エレクトロンなどの3社だけで、あとは引き合いがあるとのことですが、まだ確定ではありません。

こうした中で、関連する企業がどれだけ張りつくのか、それによって現在の工業団地が本当に足りなくなるのか、検討しなければならないと思います。

県内の工業団地の分譲状況について、資料をきのう出していただきましたけれども、県の資料とも突き合わせをして整理してみました。それによりますと、仙南地区で27ヘクタール、仙塩地区で219ヘクタール、大崎地区で53ヘクタール、栗原地区で60ヘクタール、石巻地区で43ヘクタールなど、全県で405ヘクタールが分譲可能面積となっています。

もちろん、それぞれの地域的条件などあると思いますけれども、今すぐに、そしてこうした経済状況の中で、本市が大規模な工業団地造成に踏み出す必要はあるのでしょうかという思いを、再質問でしようかと思ったのですが、こういうことでした。

それで、最後に、この間、何か市長の応援団の方々が集まって、会議があったといいますか、集会があったらしいのですが、そこで、私の知り合いもたくさん行きました。それで市長のお話を聞いてきて、感激して帰ってきました。「いいことをいっぱいやっているのだなあ」と、私言われました。それで、「市長さん頑張っています」というお話をしたのですが、「でも、この工業団地だけはちょっといただけないなあ」という感想を私にお話ししておりましたので、お伝えをして終わりにいたします。

○議長（阿部五一）

以上で本日の一般質問を終わります。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 4 時 31 分 延会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 20 年 12 月 10 日

議長 阿部 五一

署名議員 小嶋 廣司

同 竹谷 英昭